

管理番号	実施計画名	① 経常経費の削減						部局名	財務部
2-1-①	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイスベンディングの徹底～						取組事項	(1) 歳出の節減・合理化
	SDGs	17.14	5.レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムフ(企画)	

事業の概要
 これまで東日本大震災・原子力災害からの復興を重点課題として各種施策を進めてきたが、復興・創生期間に移行し国等の財政措置縮小が予想されるため震災後拡大した予算を可能な限り本来の規模に戻していく必要がある。その上で、平成28年度から「1課1目」とする予算体系の見直しやマネジメントの強化を目的とした財務諸表の作成による予算、決算の見える化に努めた。このような中、全国的な行政課題である2025年問題等による社会保障費や老朽化したインフラ資産の更新などの経費の増加に対し、限られた人材、資源、情報を効率的、効果的に活用することが不可欠であることから、業務カイゼンによるBPR（業務プロセスの再構築）の推進、ICTの利活用、PPP、指定管理者制度の推進による人件費や物件費等、トータルコストの削減を行い本市の行政経営の持続可能性を高め経常経費の抑制に努める。

手段1 ICTの活用 **ICTの活用への配慮**
 予算・決算の公表において、ICTを活用し、より効果的な手段を講じる。 予算・決算の公表において、市ウェブサイトのみならず、広報こおりやま等でも公表する。

手段2 カイゼン・BPRの推進
 予算査定では、引き続きBPR導入による施策の効率的な推進に伴う事務事業のカイゼンや施設照明のLED化による省エネなど経常経費抑制に繋がる事業に重点配分されるよう、メリハリのついた予算とする。また、予算要求の際には各部局に対し、財源の確保や歳入に見合った規模の計上を促すため、事業費ベースから一般財源ベースでの要求額比較によるシーリングを行う。

年次計画	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	バックキャスト思考、ゼロベースの考え方に立ち、その必要性、効率性などを十分に踏まえた一件審査方式による予算編成			
	<p>用語解説 経常経費 : 通常の事務事業や行政活動を維持するため、毎年決まって支出される経費のこと バックキャスト思考 : 予見可能性の高い課題を「将来の年表」として示したうえで、現在取り組むべき対策を考える手法をいいます。</p>			

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
経常収支比率は、類似団体平均を下回っているが、前年度比と比較して2.5ポイント上昇している。これは、歳出においては扶助費が増加したこと、歳入においては地方消費税交付金及び普通地方交付税の減少が主な要因となっている。	東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故からの「復興・創生期間」の終了、2021年問題などの初年度であり、厳しい財政状況が見込まれることから、既存事業のゼロベースからの見直しや、国・県補助金等積極的な活用、税外収入の拡充を含めた自主財源の確保につとめ、持続可能な行政経営を推進する。
	2021年度末目標値
	2021年度決算における経常収支比率を2016年度決算値の90.6%より良化させる。 ※H28年度決算 中核市平均 92.4% $\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費} - \text{一般財源}}{\text{経常的経費} + \text{一般財源}}$ ※経常収支比率・・・財政構造の弾力性を判断する指標として用いられ、比率が高いほど経常剰余財源が少なく、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。市町村では75%程度が適正水準と言われている。

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
バックキャスト思考、ゼロベースの考え方に立ち、その必要性、効率性などを十分に踏まえた一件審査方式による予算編成		

2018年度実績
▼2017（平成29）年度決算 経常収支比率90.6% ※経常的経費一般財源等は地方税の増などにより260,457千円増の67,455,644千円となったが、経常的経費充当一般財源が扶助費の増などにより247,079千円増の61,095,898千円となったため、経常収支比率は前年と同率となった
見直しのポイント
※復興・創生期間に移行し国等の財政措置縮小が予想されるため震災後拡大した予算を可能な限り本来の規模に戻していくため、特に一般財源所要額の検証、分析、見直しを実施する。 ※業務カイゼンによるBPR（業務プロセスの再構築）の推進、ICTの利活用、PPP、指定管理者制度の推進による人件費や物件費等の削減を図る。 ※引き続きBPR導入による施策の効率的な推進に伴う事務事業のカイゼン、施設照明のLED化による省エネ事業など、経常経費抑制に繋がる事業に重点配分する予算とする。
2019年度実績
▼2018（平成30）年度決算 経常収支比率88.3% ※経常収支比率は2.3ポイント改善した。これは地方税36億5,191万円（約7.7%）の増が大きな要因であり、歳出における義務的経費は5,344万円（0.1%）の増となった。
見直しのポイント
※業務カイゼンによるBPR（業務プロセスの再構築）の推進、ICTの利活用、PPP、指定管理者制度の推進による人件費や物件費等の削減を図り、施設照明のLED化による省エネ事業など、経常経費抑制に繋がる事業に重点配分する予算とする。

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
バックキャスト思考、ゼロベースの考え方に立ち、その必要性、効率性などを十分に踏まえた一件審査方式による予算編成	

2020年度実績
▼2019（令和元）年度決算 経常収支比率88.4% ※経常収支比率は0.1ポイント悪化した。これは臨時財政対策債41億1,320万円（約9.6%）の減が大きな要因であり、歳出における義務的経費は16億6,660万円（3.4%）の増となった。
見直しのポイント
※業務カイゼンによるBPR（業務プロセスの再構築）の推進、ICTの利活用、PPP、指定管理者制度の推進による人件費や物件費等の削減を図り、施設照明のLED化による省エネ事業など、経常経費抑制に繋がる事業に重点配分する予算とする。

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
バックキャスト思考、ゼロベースの考え方に立ち、その必要性、効率性などを十分に踏まえた一件審査方式による予算編成

2021年度実績
▼2020（令和2）年度決算 経常収支比率87.4% ※経常的経費一般財源等は地方消費税交付金の増などにより対前年度2億1,086万円増の688億2,855万円に、経常的経費充当一般財源は補助費等の減などにより対前年度4億8,127万円減の601億8,887万円となったため、経常収支比率は1.0ポイント改善した。
最終評価
※高齢化の進展や子育て支援施策の増加により扶助費等が増加する中、業務カイゼンによるBPR（業務プロセスの再構築）の推進、ICTの利活用、PPP、指定管理者制度の推進による人件費や物件費等の削減を図るとともに、施設照明のLED化や太陽光発電の設置による省エネ事業などを実施し、本市の行政経営の持続可能性を高め経常経費の抑制に努めることができた。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

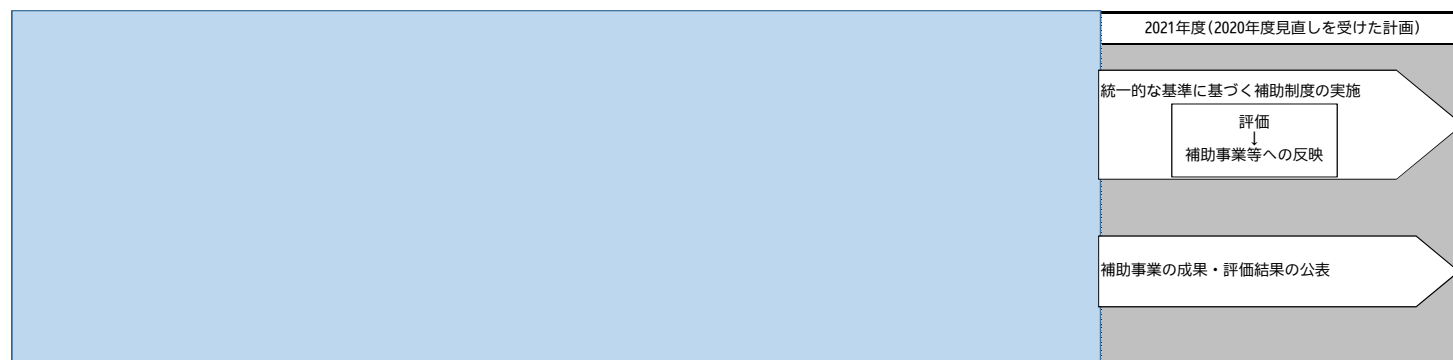
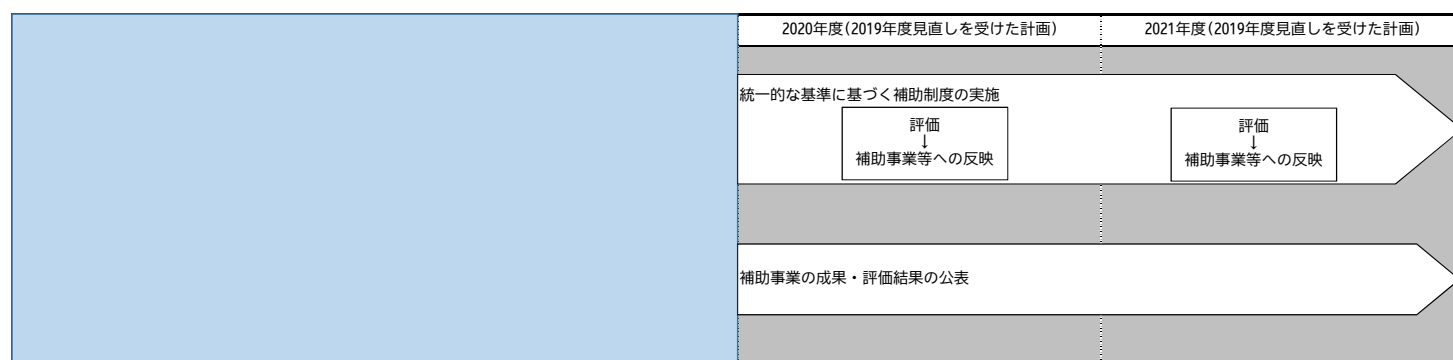
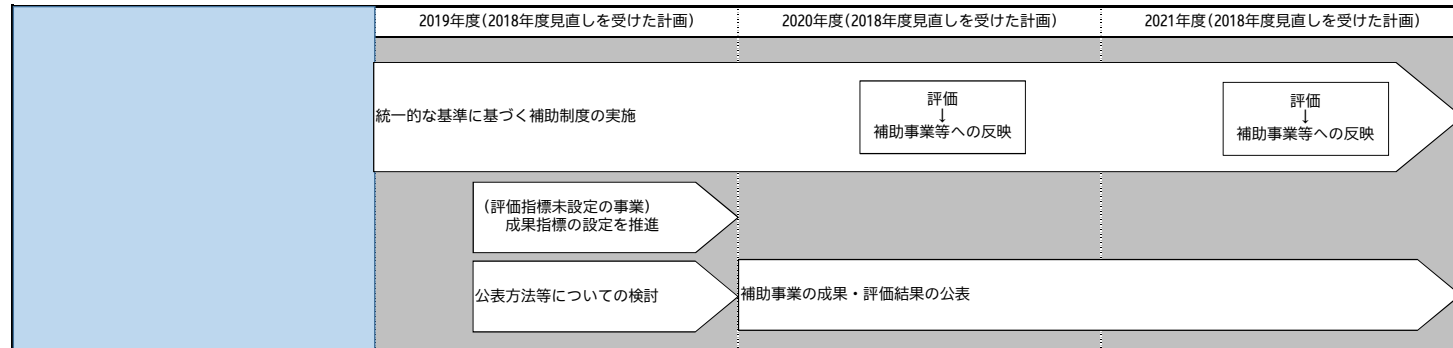
管理番号	実施計画名	② 補助金等の適正化						部局名	財務部
2-1-②	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイズスペンディングの徹底～						取組事項	(1) 歳出の節減・合理化
	SDGs	17.14	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)	

事業の概要
 (仮称) 郡山市補助金等適正化方針を策定し、統一的な基準と定期的な検証・見直し体制を整備することで、より適正かつ効果的な補助金制度の構築を進める。
 【参考】国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策5原則
 (5) 結果重視
 効果検証の仕組みを伴わないパラメキ型の施策は採用せず、明確なPDCA(17)メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。
 すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示され、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスを組み込むことにより、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

手段1 ICTの活用
 補助制度について、市のウェブサイトなどを活用して広く市民等に周知するとともに、成果及び評価結果を公表し、補助事業への参加機会と補助制度の透明性を図る。

手段2 カイゼン・BPRの推進
 評価事務の負担軽減となる効率的・効果的な手法を検討する。

ICTの活用への配慮
 デジタルバйдに配慮し、公表は、市ウェブサイトのみならず、紙媒体等でも公表する。



2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
市単独補助金については、毎年の予算査定において、必要性・妥当性等を確認するチェックシートを作成するとともに、一件審査方式により見直しを行い、整理・合理化に努めてきたが、補助事業の効果や必要性の検証が進まないまま補助制度が継続されてきたものがある。 そのため、(仮称) 郡山市補助金等適正化基本方針(案)を作成し、統一的な基準と定期的な検証・見直し体制の整備に着手した。	原則、補助事業者が補助事業の目標となる活動指標(アウトプット)及び成果指標(アウトカム)を設定し、目的と補助効果の把握、検証が可能となる仕組みを構築することによって、現行の補助制度を、より成果が上がる仕組みにカイゼンすることや、真に補助が必要な事業が補助を受ける機会を得ることに繋げ、行政サービスの向上に繋げる。
	2021年度末目標値
	①補助事業評価実施率 100% ②成果及び評価結果等の公表 ・市ウェブサイト ・広報こおりやま ・市政情報センター

2018年度実績

▼「郡山市補助金等適正化基本方針」策定(2019年1月)
 ▼補助事業の成果を明確にするため成果指標を設定・・・対象事業218件中153件
 ▼補助金等適正化に向けた取り組み・・・対象事業218件中20件(2019年度当初予算ベース△19,735千円)(内訳)事業完了2件、事業統合4件、市直営化1件、対象経費見直し7件、補助割合見直し4件、その他2件

見直しのポイント

▼各補助事業について評価指標に基づき、毎年評価を実施し補助事業等へ反映させる
 ▼4年に一度総合評価を実施し、全体的な見直しを行う
 ▼2020年度からの成果及び評価結果等の公表に向け、公表方法等について検討する
 ▼評価指標未設定の事業について成果指標の設定を推進する

2019年度実績

▼補助金等適正化に向けた取組
 統合1件(住宅用太陽光発電システム設置補助金)
 廃止2件(私立幼稚園就園奨励費補助金、国営安積排水2期地区かんがい排水事業費負担金)
 対象経費の明確化1件(郡山市市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会補助金)

見直しのポイント

※2019年度の各補助事業について評価指標に基づき、評価を実施し補助事業等へ反映させる
 ※4年に一度総合評価を実施し、全体的な見直しを行う
 ※2019年度の補助事業等の成果及び評価結果等について2020年10月をめぐりにウェブサイト等で公表する
 ※評価指標未設定の事業について引き続き成果指標の設定を推進する

2020年度実績

▼補助金等の適正化に向けた取組状況の公表に向け令和元年度の補助事業等(義務的負担金を除く)について評価を実施
 全262事業(内訳:補助金184事業、負担金56事業、利子補給金10事業、助成金5事業、その他7事業)

見直しのポイント

※活動指標及び成果指標の達成度を基に評価を実施したが、令和元年度は東日本台風の影響で中止となった補助対象事業が多く、適正な評価は実施できなかった
 ※評価が困難だったため公表についても次年度へ見送ることとした
 ※令和2年度の補助事業等についても新型コロナウイルス感染症の影響で活動指標及び成果指標を基にした評価は実施できない可能性があるため、異なる評価方法及び公表方法について検討する必要がある

2021年度実績

▼令和2(2020)年度補助金等事業の評価実施について検討した結果、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や大幅な縮小等を余儀なくされる対象事業が多く、既存の評価方法では適正な評価は実施不可能と判断し、評価を見送ることとした。

最終評価

①進捗状況
 2018(平成30)年度、2019(令和元)年度については「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づく評価を実施したが、2020(令和2)年度、2021(令和3)年度は、東日本台風及び新型コロナウイルス感染症の影響により補助対象事業自体が実施できないものが多かったことから、連続して補助事業の適正な評価が行うことができず結果公表も見送った。
 ②課題
 2021年度の各補助対象事業についても引き続き新型コロナウイルス感染症による影響が大きくなり、2022(令和4)年度に行う評価及び4年に一度の「総合評価」が実施できない見込みであることから、今後はコロナ禍を経た現状の把握及び方針の改定により評価方法及び指標、スケジュールの見直しを図る必要がある。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	③ 公用車集中管理の推進						部局名	総務部
2-1-③	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイズベンディングの徹底～		取組事項	(1) 歳出の節減・合理化			課名	総務法務課
	SDGs	7.3	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)	

事業の概要
 本庁の公用車については、総務法務課で管理する共用自動車と各所属で管理する自動車があり、2006年度から各所属管理自動車の所管換えを進め、総務法務課の共用自動車とする集中管理を推進している。
 特殊車両を除く公用車を総務法務課で集中管理し、運行状況の適正化と効率的な使用を図ることにより、公用車の台数適正化及び維持管理の合理化、並びに経年劣化した車両の効率的な更新によるコスト削減を図る。また、併せて、公用車の更新の際には安全・安心で省エネルギーに配慮した自動車への転換を図る。

手段1 ICTの活用
 全庁的に予約システムによる効率的な車両運用管理を行う。

ICTの活用への配慮
 予約システムによる予約のほかに、緊急時に必要な車両については電話等による予約に対応する。

手段2 カイゼン・BPRの推進
 車両の稼働率を向上させるための効果的・効率的な手法の検討を行う。また、安全運転意識の向上のためドライブレコーダーを設置し、交通事故等のリスクを低減することで維持管理費の削減に努める。さらに、従来からの購入による更新と併せリース方式による車両更新の検討を行う。

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
2017年度には3台の車両を廃車した。 2017年度末において集中管理車両として総務法務課で80台の車両を管理している。	集中管理により、保有台数の適正化を図りながら経年車両の安全・安心かつ省エネルギーに配慮した車両への効率的な更新を行い、維持管理経費の削減に努める。 また、車両予約システム及び運転日誌等の活用により稼働状況等を常時把握し、車両の稼働率の向上に努める。
	2021年度末目標値
	①本庁舎における公用車管理台数の割合・・・70% ②車両関係経費・・・3,200千円の削減（毎年度効果額の累計）

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
<p>公用車集中管理の実施（公用車の効率的活用と適正な車両管理）</p> <p>最適な車両台数の維持・経年劣化した車両の効率的な更新</p>			

2018年度実績
<ul style="list-style-type: none"> ▼集中管理車両更新台数…2台（軽乗用車×1、小型貨物車×1） ▼集中管理車両台数…83台（総合交通政策課より2台、秘書課より1台所管替）⇒本庁舎における公用車管理台数の割合…65% ▼ドライブレコーダー新規設置数…15台（合計34台） ▼車両関係経費…200千円の削減 ▼車両更新の手法として、リース方式の一部導入開始を決定（2019年度3台導入予定）
見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> ▼新たな車両運用方法として、リース車両の導入による事務負担の軽減と車両の効率的な更新の両立を図る。 ▼カーシェアリングの導入により、稼働率の更なる向上と集中管理車両台数の更なる適正化を検討していく。 ▼2018年度に策定した更新計画（購入及びリース含む）を基に、来年度以降も保有台数の適正化を図りながら経年車両の安全・安心かつ省エネルギーに配慮した車両への効率的な更新を行い、維持管理経費の削減に努める。

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
<p>公用車集中管理の実施（公用車の効率的活用と適正な車両管理） ・カーシェアリングの導入</p> <p>最適な車両台数の維持・経年劣化した車両の効率的な更新 ・更新計画に基づく車両更新（リース方式の導入による更新の効率化）</p>		

2019年度実績
<ul style="list-style-type: none"> ▼集中管理車両更新台数…4台（軽乗用車×3、小型ミニバン×1） ▼集中管理車両台数…82台（前年度比1台減） ▼ドライブレコーダー新規設置数…40台（合計70台） ▼車両更新の手法としてリース方式の導入開始（集中管理車両1台、その他2台）
見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> ※車両運用方法として、リース車両の導入による事務負担の軽減と車両の効率的な更新の両立を推進する。 ※2018年度に策定した更新計画（購入及びリース含む）を基に、来年度以降も保有台数の適正化を図りながら経年車両の安全・安心かつ省エネルギーに配慮した車両への効率的な更新を行い、維持管理経費の削減に努める。 ▼カーシェアリングの導入により、稼働率の更なる向上と集中管理車両台数の更なる適正化を検討していく。導入時期は2021年度の見込みである。 ▼運転士の減少及び大型車両の維持コスト増加対策として、運転業務の外部委託を検討していく。

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
<p>公用車集中管理の実施（公用車の効率的活用と適正な車両管理） ・カーシェアリングの導入</p> <p>最適な車両台数の維持・経年劣化した車両の効率的な更新 ・更新計画に基づく車両更新（リース方式の導入による更新の効率化）</p> <p>・運転業務の外部委託</p>	

2020年度実績
<ul style="list-style-type: none"> ▼集中管理車両更新台数…5台（軽乗用車×3、小型貨物（ライトバン）×2） ▼集中管理車両台数…82台（前年度比±0台）・・・2019年東日本台風や2021.2.13福島県沖地震の調査・復興支援業務等のための車両長期貸出により、廃車予定車両を継続使用としたため。
見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> ※リース車両の導入による事務負担の軽減と車両の効率的な更新の両立を推進する。 ※集中管理車両更新計画を基に、来年度以降も保有台数の適正化を図りながら経年車両の安全・安心かつ省エネルギーに配慮した車両への効率的な更新を行い、維持管理経費の削減に努める。 ▼環境部事業のカーシェアリングの導入による集中管理車両の稼働率への影響等を検証し、集中管理車両台数の適正化を検討していく。 ▼2022年度には正職員の運転士がいなくなることから、大型車（バス）運行業務を中心とした運転業務の外部委託を検討、予算化する。

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
<p>公用車集中管理の実施（公用車の効率的活用と適正な車両管理） ・カーシェアリングの導入（環境部事業）</p> <p>最適な車両台数の維持・経年劣化した車両の効率的な更新 ・更新計画に基づく車両更新（リース方式の導入による更新の効率化）</p> <p>・運転業務の外部委託の予算化</p>

2021年度実績
<ul style="list-style-type: none"> ▼集中管理車両更新台数…6台（軽貨物車×3、小型ミニバン×1、セダン×1、バネトラック×1） ▼集中管理車両台数…82台（前年度比±0台）・・・2021.2.13及び2022.3.16に発生した福島県沖地震の調査・復興支援業務等のための車両長期貸出により、廃車予定車両を継続使用としたほか、当初防災危機管理課で購入予定であったバネトラック（災害対応用）を総務法務課で購入・管理することとしたため。
最終評価
<ul style="list-style-type: none"> ※リース車両の導入による事務負担の軽減と車両の効率的な更新の両立を推進する。 ※集中管理車両更新計画を基に、来年度以降も保有台数の適正化を図りながら経年車両の安全・安心かつ省エネルギーに配慮した車両への効率的な更新を行い、維持管理経費の削減に努める。 ▼車両の稼働率管理及び使用状況等の分析を行いながら、集中管理車両台数の適正化を検討していく。 ▼2022年度を以て再任用の運転士のみでの運行体制となることから、稼働率を考慮し大型車（バス）を減車すると共に、運転業務の外部委託または会計年度任用職員の登用等について関係部局と協議を行いながら検討を進め、予算化を目指す。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

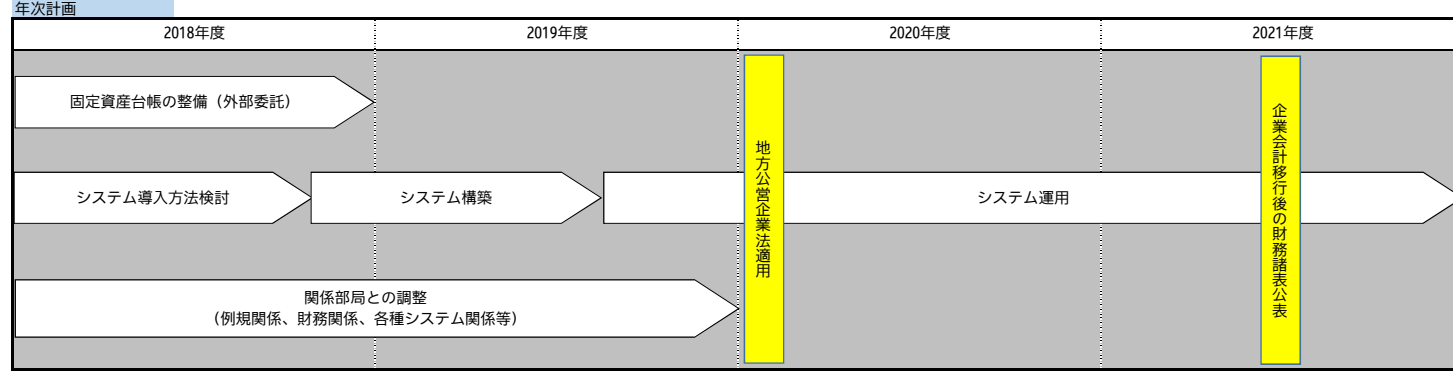
管理番号	実施計画名	④ 簡易水道事業地方公営企業法適用推進事業						部局名	環境部
2-1-④	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワズスベンディングの徹底～		取組事項	(1)歳出の節減・合理化			課名	環境政策課
	SDGs	6.1	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ (会議)	

事業の概要
 簡易水道事業は、総務省から地方公営企業法の適用を要請されており、本市においても2021年度末までに適用を予定している。同法適用により、会計処理方式の変更、財務諸表等を作成することとなり、簡易水道利用者等にとって分かりやすい財務諸表等を開示し、説明責任の充実に努めるとともに、経営状況のより的確な把握、経営のさらなる健全化が期待できる。

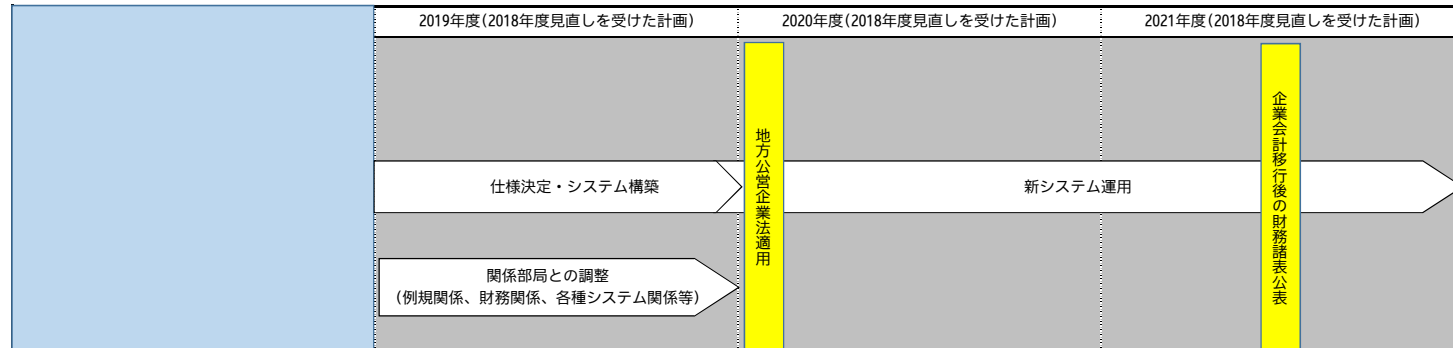
手段1 ICTの活用 ICTの活用への配慮
 予算・決算の公表において、ICTを活用し、より効果的な手段を講じる。

手段2 カイゼン・BPRの推進
 地方公営企業法のスムーズな適用に向けた事務手続きの検討を行う。

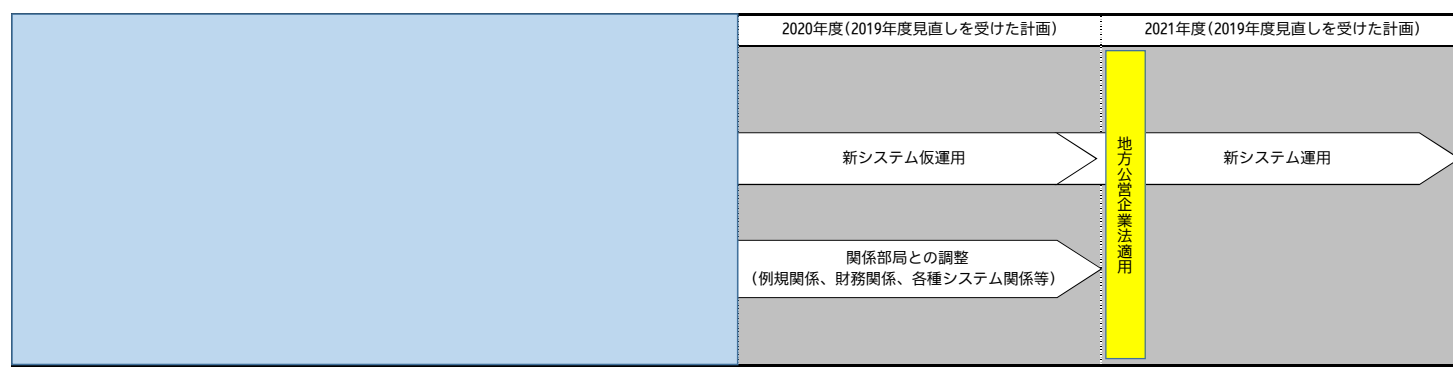
2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
<ul style="list-style-type: none"> 2017年10月に固定資産台帳整備に関する業務を外部委託した（平成30年度末完了予定）。 固定資産台帳整備に要する経費については、国の財政支援措置である市債（公営企業会計適用債）を2018年度に起債し、財源に充てる予定である。 2019年度中の各種システム（企業会計システム、固定資産管理システム）の本稼働を目指し、情報収集を行っている段階である。 	法適用により財務諸表等を作成することになり、経営成績や財政状況など自らの経営状況をより的確に把握することができるようになるため、これらの財務諸表等の活用により、簡易水道事業の適正な財政運営を図る。
2021年度末目標値	
地方公営企業法の適用は、関係各課との調整を図りながら、令和3年度末までの適用を目指す。	



2018年度実績
<ul style="list-style-type: none"> 2017年10月に外部へ委託した固定資産台帳整備に関する業務が完了した。 固定資産台帳整備に要する経費については、国の財政支援措置である市債（公営企業会計適用債）を2018年度に起債し、財源に充てた。 2019年度中の各種システム（企業会計システム、固定資産管理システム）の本稼働を目指し、情報収集を行った。 財務会計システム等については、上下水道事業の実務の執行状況を勘案して、基本的に上下水道局に合わせた。
見直しのポイント



2019年度実績
<ul style="list-style-type: none"> 固定資産管理システムの構築が完了し、本稼働に向けて準備を行った。 企業会計システムを導入し、本稼働に向けて準備を行った。
見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風の影響を踏まえて簡易水道料金改定を1年延期としたことに伴い、法適用についても併せて1年延期としたことから、2020年度末までの適用を目指す。 例規・組織・会計事務・システム運用等について、関係部局と調整の上引き続き準備を進める。



2020年度実績
<ul style="list-style-type: none"> 固定資産管理システム及び企業会計システムの仮運用を行った。
見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活への影響を踏まえて簡易水道料金改定を再度1年延期としたことに伴い、法適用についても併せて再度1年延期としたことから、2021年度末までの適用を目指す。 例規・組織・会計事務・システム運用等について、関係部局と調整の上引き続き準備を進める。



2021年度実績
<ul style="list-style-type: none"> 2022年4月1日の法適用に向けて各種事務や関係部局との調整、新システムの運用等を行い、目標どおり法の全部適用と上下水道局への事務移管を実施した。 法適用及び事務移管と併せて、懸案であった簡易水道料金改定を2022年度から実施した。 法適用、事務移管及び料金改定に係る関係整備条例を12月定例会に提出し原案どおり可決となった。これにより、湖南簡易水道事業と熱海中山簡易水道事業は事業認可については従来のまま、会計を一本化し「簡易水道事業会計」として、中田簡易水道事業は水道事業に統合した上で2022年4月1日から上下水道局において運営することとなった。
最終評価
<ul style="list-style-type: none"> 長年の懸案であった簡易水道事業の地方公営企業法適用、上下水道局への事務移管及び料金改定を一体的に実施することができた。 法適用により、資産・負債等のストック情報等経営状況を的確に把握するとともに、中長期的な視点に基づく経営戦略を通じ、経営基盤の強化と財務マネジメントの向上を図っていく。 事務移管により、これまで環境部・行政センター・上下水道局と3つの部局にまたがっていた簡易水道に関する事務を上下水道局に一元化したことで、予算・決算・会計・契約・工事・料金徴収・施設維持管理等の事務効率化が図られた。 また、業務システムを統合したことで水道料金の口座引落しやコンビニ払い、クレジットカード等支払い方法が拡充され、お客様サービスの向上につながった。 さらに、突発的な漏水や災害等緊急時の対応を専門的な知識や技術を持つ上下水道局職員が担当することで、これまでより一層安全安心な水道水を供給するための体制を構築することができた。 料金改定により、収入の安定的な確保に努めることで持続可能な経営を確立し、経営基盤の強化を図っていく。 なお、改定にあたっては各地区ごとに住民説明会を開催し、地元住民の理解を得ながら改定を実施することができた。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	① 市税の徴収率の向上対策						部局名	税務部
2-2-①	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイスベンディングの徹底～						取組事項	(2) 税収、税外収入の確保・充実
	SDGs	17.1	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)	

事業の概要
 2019年10月からの消費税率の引き上げや少子高齢化による労働人口の減少、また、度重なる災害の発生や新型コロナウイルス感染症の長期わたるに経済への影響から、徴収環境は一層厳しくなることが予想される。その一方で、住民の行政に対するニーズは今後も拡大することが予想される。各種行政サービスを行うためには、市税収入は極めて重要な自主財源であり、その確保とともに、税の公正・公平性を維持することは重要な課題となっている。不透明な経済状況が続く中、本市財政の基盤をなす市税の安定的確保及び収入率の向上と、税の公正・公平性を確保するため、市税の滞納者に対して財産の差押・公売等必要な滞納処分を行い、税収の確保を図る。



手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
インターネットオークションサイトを利用した公売の実施	
手段2 カイゼン・BPRの推進	
効率的・効果的な財産調査や滞納処分の手法を継続的に検討する。	

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
自主財源である市税収入の確保と税の公正・公平性を維持することは重要な課題となっていることから、市税の安定的確保及び収入率向上のため、2018年度以降も引き続き必要な施策を実施していく必要がある。 2017年度実績 ・現年課税分収納率：98.94％ ・不動産公売：5件 ・債権（給与・預貯金等）差押の実施：2,599件 ・検索による自動車及び動産差押の実施：5件 ・インターネット公売の実施：4件 ・未相続財産の滞納整理 ・行政サービスの利用制限に係る照会：35事業	滞納繰越分に対する滞納処分と併せて、現年課税分の未納についても適切な滞納処分を行い、滞納繰越額の縮減に努め、市税収入の確保を図る。
	2021年度末目標値
	現年課税分収納率 99.1%

年次計画	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		不動産公売の実施		
		債権（給与・預貯金等）差押の実施		
		検索による自動車及び動産差押の実施並びにインターネット公売の実施		
		未相続財産の滞納整理		
		行政サービスの利用制限		

2018年度実績
▼現年課税分収納率・・・・・・・・・・99.07％ ▼不動産公売・・・・・・・・・・4回 ▼債権（給与・預貯金等）差押の実施・・・・・・・・2,342件 ▼検索による自動車及び動産差押の実施・・・・8件 ▼インターネット公売の実施・・・・・・・・・・11回 ▼相続財産管理人の選任・・・・・・・・・・2件 ▼行政サービスの利用制限に係る照会・・・・36事業
見直しのポイント
▼取納率向上のため、滞納処分等を計画どおり実施した。2019年度以降も年次計画により事業を実施し、取納率の向上に努める。 ▼債権差押の実施に際しては、預貯金調査の電子化を進め、事務の迅速化を図っていく。

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
	不動産公売の実施	
	債権（給与・預貯金等）差押の実施	
	検索による自動車及び動産差押の実施並びにインターネット公売の実施	
	未相続財産の滞納整理	
	行政サービスの利用制限	

2019年度実績
▼現年課税分収納率・・・・・・・・・・99.13％(4月末現在98.9％) ▼不動産公売・・・・・・・・・・1回 ▼債権（給与・預貯金等）差押の実施・・・・・・・・1,676件 ▼検索による自動車及び動産差押の実施・・・・1件 ▼インターネット公売の実施・・・・・・・・・・6回 ▼相続財産管理人の選任・・・・・・・・・・2件 ▼行政サービスの利用制限に係る照会・・・・38事業
見直しのポイント
※令和元年東日本台風災害の影響により、差押等を一部見合わせたため差押等実施件数は減少したが、取納率は前年度水準を維持した。2020年度以降も年次計画により事業を実施し、取納率の向上に努める。 ※債権差押については、預貯金調査の電子化ソリューションの導入により事務の効率・迅速化を図る。 ▼インターネット公売については、現在利用している「YAHOO!官公庁オークション」が2021年3月にサービス終了となることから、代替オークションサービスについて調査検討を行う。

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
	不動産公売の実施
	債権（給与・預貯金等）差押の実施
	検索による自動車及び動産差押の実施並びにインターネット公売の実施・調査検討
	未相続財産の滞納整理
	行政サービスの利用制限

2020年度実績
▼現年課税分収納率・・・・・・・・・・98.58％(4月末現在98.31％) ▼不動産公売・・・・・・・・・・2回 ▼債権（給与・預貯金等）差押の実施・・・・・・・・1,579件 ▼検索による自動車及び動産差押の実施・・・・0件 ▼インターネット公売の実施・・・・・・・・・・3回 ▼相続財産管理人の選任・・・・・・・・・・1件 ▼行政サービスの利用制限に係る照会・・・・52事業
見直しのポイント
※東日本台風災害や令和3年2月に発生した福島県沖地震、新型コロナウイルスの感染拡大の終息時期も不透明であり、市税徴収環境の厳しい局面は今後も継続すると見込まれるところであるが、新たな納税手段として、クレジットカード決済の導入についても検討を行い徴収率の向上に努める。 ※債権差押については、預貯金調査の電子化ソリューションの導入により事務の効率・迅速化を図る。 ※インターネット公売については、「YAHOO!官公庁オークション」が2021年3月にサービス終了となり、新たな事業者によるオークションサービスの利用を開始する。

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
不動産公売の実施
債権（給与・預貯金等）差押の実施
検索による自動車及び動産差押の実施並びに新規事業者におけるインターネット公売の実施
未相続財産の滞納整理
行政サービスの利用制限

2021年度実績
▼現年課税分収納率・・・・・・・・・・99.21％(4月末現在99.29％) ▼不動産公売・・・・・・・・・・1回 ▼債権（給与・預貯金等）差押の実施・・・・1,539件 ▼検索による自動車及び動産差押の実施・・・・4件 ▼インターネット公売の実施・・・・・・・・・・2回 ▼相続財産管理人の選任・・・・・・・・・・2件 ▼行政サービスの利用制限に係る照会・・・・51事業
最終評価
①進捗状況 東日本台風災害や令和3年2月に発生した福島県沖地震、新型コロナウイルスの感染拡大の終息時期も不透明であり、市税徴収環境の厳しい局面が継続しているが、2021年度の現年課税分収納率は前年を上回る見込みである。また、債権差押等の強制徴収実績については、災害や厳しい経済環境の影響に配慮したこともあり、実施件数は減少した。なお、スマートフォン決済アプリやクレジットカード決済を導入して納付手段を拡大し、利便性向上を図るなど目標徴収率の達成に努めた。 ②課題 社会経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症による経済への影響も大きく、市税徴収環境の厳しい局面は今後も継続するものと見込まれる。一方、新型コロナウイルス対策や市民生活・経済活動支援など、行政需要は今後も増大すると想定されることから、徴収率のさらなる向上に向けた取り組みが望まれる。現年課税分の取納率については、99％台と高い水準を維持しているものの、滞納繰越分については31.56％と低迷していることから、徴収強化に努める必要がある。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	② 国民健康保険税の収納率の向上対策						部局名	市民部
2-2-②	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイスベンディングの徹底～						取組事項	(2) 税収・税外収入の確保・充実
	SDGs	3.4/3.8	5レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)	

事業の概要
 国民健康保険の安定的な運営のために税収の確保を効率的に推進する。
 ・口座振替による納期内納付を推進するとともに、滞納者に対しては厳正な滞納処分を行い、収納率の向上と滞納繰越額の縮減を図る。
 ・現年度のみ未納者に対し、自動音声電話催告システムによる催告を早期に実施する。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
自動音声電話催告システムの導入	文書による一斉催告は、従来どおり実施する。
手段2 カイゼン・BPRの推進	
国民健康保険税の未納者が毎月発生しているが、土日休日や夜間の在宅率が高い時間帯に集中的に自動音声電話催告を行うことにより、納め忘れをしている納税者に注意喚起を行い早期の収納の確保を図る。	

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
国民健康保険においては、無職や低所得者等が多く加入していることから、安定的な国保運営のために、どのように財源を確保するかが極めて重要な課題である。 このため、税負担の公平・公正性の観点から、厳正な滞納処分を執行するとともにきめ細やかな納税相談を実施するなどの収納対策を講じ、収納率の向上と累積滞納額の縮減に努めた結果、現年度課税の収納率が、震災以降の2011年度から右肩上がりでも上昇していたが、その後、2013年度をピークに2016年度まで若干の低下傾向となっていたものが、2017年度には、現年度課税の収納率が88.17%と、前年度を1.13ポイント上回り、再び上昇に転じた。	口座振替等による納期内自主納付及び現年度のみ未納者による自動音声電話催告システムによる早期の納付を促すなど、安定的な国保運営のために税収の確保を効率的に推進する。
	2021年度末目標値
	現年度収納率 90%

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
口座振替による納期内納付の推進及び滞納者に対する厳正な滞納処分の実施			
文書による一斉催告及び自動音声電話催告システムによる催告の実施			
保険証交付時など、あらゆる機会を捉えた納税相談の実施			
国保加入者の課税適正化事業の実施(所得未申告者への申告勧奨、国保離脱者への資格喪失届出の勧奨、不現住調査)			

2018年度実績
<ul style="list-style-type: none"> ▼国保税現年度収納率・・・89.31% (対前年比1.14ポイント増) ▼口座振替納付・・・32.95% ▼文書による一斉催告・・・24,161件 ▼自動音声電話催告・・・10,665件 ▼保険証交付時等納税相談件数・・・550件 ▼所得申告勧奨・・・503件 資格喪失届出勧奨・・・815件 不現住調査・・・316件
見直しのポイント
※計画どおり実施するが、国民健康保険の財源確保及び税負担の公平性、効率性の観点から口座振替の推進を中心に、新たな納付方法の検討も必要である。

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
口座振替による納期内納付の推進及び滞納者に対する厳正な滞納処分の実施		
文書による一斉催告の実施		
自動音声電話催告システムによる催告の実施		
保険証交付時など、あらゆる機会を捉えた納税相談の実施		
国保加入者の課税適正化事業の実施(所得未申告者への申告勧奨、国保離脱者への資格喪失届出の勧奨、不現住調査)		

2019年度実績
<ul style="list-style-type: none"> ▼国保税現年度収納率・・・88.34% (R2.4月末現在) ▼口座振替納付・・・32.88% (R2.4月末現在) ▼文書による一斉催告・・・17,170件 ▼自動音声電話催告・・・9,075件 ▼保険証交付時等納税相談件数・・・425件 ▼資格喪失届出勧奨・・・749件 不現住調査・・・389件 所得申告勧奨・・・0件 (台風第19号の被災の影響により中止)
見直しのポイント
※国民健康保険の財源確保及び税負担の公平性を維持するため、徹底した収納対策を実施するとともに、効率性の観点から、口座振替の推進及びICTを活用した電子納付など新たな納付方法についても検討を進める。

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
口座振替による納期内納付の推進及び滞納者に対する厳正な滞納処分の実施	
文書による一斉催告の実施	
自動音声電話催告システムによる催告の実施	
保険証交付時など、あらゆる機会を捉えた納税相談の実施	
国保加入者の課税適正化事業の実施(所得未申告者への申告勧奨、国保離脱者への資格喪失届出の勧奨、不現住調査)	

2020年度実績
<ul style="list-style-type: none"> ▼国保税現年度収納率・・・89.38% (R3.5月末現在) ▼口座振替納付・・・30.12% (R3.5月11現在) ▼スマホ決済・・・0.07% (R3.5.11現在) ▼文書による一斉催告・・・13,432件 ▼自動音声電話催告・・・6,307件 ▼保険証交付時等納税相談件数・・・356件 ▼資格喪失届出勧奨・・・371件 不現住調査・・・119件 所得申告勧奨・・・354件
見直しのポイント
▼口座振替を更に推進するとともに、スマホ決済やクレジット納付など新たな納付方法の導入及び検討を行い、納税者の利便性を図りながら、効率的且つ安定的な国保税源確保に努める。

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
口座振替等による納期内納付の推進、クレジット納付などの新たな納付方法の検討及び滞納者に対する厳正な滞納処分の実施
文書による一斉催告の実施
自動音声電話催告システムによる催告の実施
保険証交付時など、あらゆる機会を捉えた納税相談の実施
国保加入者の課税適正化事業の実施(所得未申告者への申告勧奨、国保離脱者への資格喪失届出の勧奨、不現住調査)

2021年度実績
<ul style="list-style-type: none"> ▼国保税現年度収納率・・・90.40% (R4.5月末現在) ▼口座振替納付・・・30.95% (R4.5月末現在) ▼スマホ決済・・・1.11% (R4.5月末現在) ▼クレジットカード決済・・・0.01% (R4.5月末現在) ▼文書による一斉催告・・・10,509件 ▼自動音声電話催告・・・10,788件 ▼保険証交付時等納税相談件数・・・568件 ▼資格喪失届出勧奨・・・320件 不現住調査・・・100件 所得申告勧奨・・・0件 (新税総合システム更新スケジュールの都合により中止)
最終評価
<p>①進捗状況 新たな催告の方法として自動電話催告システムを導入し、また新たな納付方法としてスマホ決済及びクレジットカード決済の導入を行うとともに、従来の文書による一斉催告や資格喪失届出勧奨等の課税適正化事業等を着実に進めたこと、現年度収納率は災害や新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響はあったものの、実施計画の期間をとおして上昇傾向にあり、目標の90%を達成することとなった。</p> <p>②課題 2029年に県内の国保保険料率の統一が予定されており2023年度までの現年度目標収納率は94.34%と提示されているため、現在行っている各種催告や課税適正化事業に加え、納付種別の中で、最も収納率の高い口座振替納付の推進を行い、現年度収納率を更に向上させ、スムーズに県統一保険料率への移行を図るとともに、安定的な国保運営のために税収の確保を行う必要がある。</p>

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	③ 保育料の徴収体制の強化						部局名	こども部
2-2-③	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイズベンディングの徹底～		取組事項	(2) 税収・税外収入の確保・充実			課名	保育課
	SDGs	4.2	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)	

事業の概要
 保育料の利用者負担額（保育料）は、口座振替による納付の推進や新たな納付方法としてコンビニ収納を実施し市民の利便性の向上を図っている。利用者負担の公平性及び確実な自主財源の確保のため、納付方法、納付場所の拡大等について検討するとともに、保育所と連携した納付指導や早期催告・自宅訪問を行うことにより徴収率の向上を図る。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
納付状況のデータの活用（より効果的な納付方法の検討）、ICTを活用した納付方法を検討する。	窓口での納付・口座振替など従来の納付方法の継続
手段2 カイゼン・BPRの推進	
利便性向上を図るため、新たな納付方法を検討する。	

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
利用者負担の公平性及び確実な自主財源の確保のため、保育所と連携した納付指導や早期催告・自宅訪問を継続的に行う必要がある。 児童手当からの納付計画書については、児童手当の性質から継続して検討を行う必要がある。 平成29年度徴収率：99.50%	利用者のニーズに合った納付方法や、効果的な納付指導により徴収率の向上が図れる。
	2021年度末目標値
	現年度徴収率 99.60%

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
納付状況のデータを活用した効率的・効果的な納付方法の検討	効率的・効果的な納付方法の啓発		
納期到来後に未納付状況を保育所経由で保護者へお知らせ(通知)し、「督促状」発送前の納付を促す。→「督促状」発送費の圧縮と未納額圧縮			
滞納者に対し児童送迎を中心とした納付催告・指導及び相談を実施。また、催告等に応じない滞納者に対し自宅訪問等を実施し現年度滞納圧縮			
複数月未納者へ児童手当からの納付を約束する納付計画書(確約書など)の取交わりを検討			

2018年度実績
【調定額】：899,224千円 【収入額】：893,633千円 (未済額)：5,591千円 【徴収率】：99.38% ▼残高不足等により、口座振替ができなかった保護者への保育所(園)を通してのお知らせ(年：1,457通)を実施し納付を促し、又口座振替不納者の削減につなげ、口座振替の納付率が向上した。(年度別の口座振替割合：平成28年度 84.32% 平成29年度 84.65% 平成30年度 86.26%) ▼過年度分滞納者を対象とした訪問徴収(年 273件)の実施により、滞納繰越分の徴収率が向上した。(平成28年度 25.59% 平成29年度 24.56% 平成30年度 35.58%)
見直しのポイント
▼2019年度10月から保育料の無償化が施行され保育料の徴収対象者が限定的となるため、その状況を踏まえ児童手当からの納付を再度検討し、試験的に実施する。 ※自宅訪問による、納付催告・指導、相談、及び徴収について、保護者が不在で面会できないケースがあるため、事前に電話等で事前交渉や、児童送迎時の保育所での面会等も同時に行い、効率を上げる必要がある。 ※保育所経由での未納付状況の保護者への通知について、保育所に対し、文書での通知だけでなく、メールを使用しリアルタイムの情報共有や、保育所職員での交渉で効果が観られない保護者に対しては、児童送迎時に徴収担当職員が保育所へ出向き納付指導を行う等、保育所職員との連携を深めるよう努める。

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
効率的・効果的な納付方法の啓発		
納期到来後に未納付状況を保育所経由で保護者へお知らせ(通知)し、「督促状」発送前の納付を促す。→「督促状」発送費の圧縮と未納額圧縮		
滞納者に対し児童送迎を中心とした納付催告・指導及び相談を実施。また、催告等に応じない滞納者に対し自宅訪問等を実施し現年度滞納圧縮		
複数月未納者へ児童手当からの納付を約束する納付計画書(確約書など)の取交わりの検討と試験的な実施		

2019年度実績
【調定額】：754,765千円 【収入額】：749,009千円 (未済額)：5,756千円 【徴収率】：99.24% ▼残高不足等により、口座振替ができなかった保護者への保育所(園)を通してのお知らせ(年：1,471通)を実施し納付を促し、又口座振替不納者の削減につなげ、口座振替の納付率が向上した。(年度別の口座振替割合：平成28年度 84.32% 平成29年度 84.65% 平成30年度 86.26%) ▼過年度分滞納者を対象とした、収納課への債権移管により高額滞納者への催告を強化し、納付につなげた。対象者4名 納付額 285,900円
見直しのポイント
※自宅訪問による、納付催告・指導、相談、及び徴収について、保護者が不在で面会できないケースがあるため、事前に電話等で事前交渉や、夜間等の自宅訪問、児童送迎時の保育所での面会等も同時に行い、効率を上げる必要がある。 ※昨年度から実施している、収納課への債権移管について、積極的に活用し、又収納課等各所属との情報共有を進め、保育料の納付につなげる。 ▼保育料徴収業務以外の業務量の増加に伴い、今後、訪問催告等の実施が困難となることが予想されるため、滞納者への預貯金調査や給与照会等の財産調査を強化し、差押可能者には差押を前提とした「差押予告書」の発送を行い、相談又は納付計画書による納付等のない者に対しては、差押を行う。

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
効率的・効果的な納付方法の啓発	
納期到来後に未納付状況を保育所経由で保護者へお知らせ(通知)し、「督促状」発送前の納付を促す。→「督促状」発送費の圧縮と未納額圧縮	
滞納者に対し児童送迎を中心とした納付催告・指導及び相談を実施。また、催告等に応じない滞納者に対し自宅訪問等を実施し現年度滞納圧縮	
・滞納者に対する財産調査の実施 ・差押可能者に対する「差押予告書」の発送 ・納付計画による分納がされない場合は差押実行	

2020年度実績
【調定額】：542,579千円 【収入額】：538,528千円 (未済額)：4,051千円 【徴収率】：99.25% ▼残高不足等により、口座振替ができなかった保護者への保育所(園)を通してのお知らせ(年：1,402通)を実施し納付を促し、又口座振替不納者の削減につなげ、口座振替の納付率が向上した。(年度別の口座振替割合：平成28年度 84.32% 平成29年度 84.65% 平成30年度 86.26% 令和元年度 87.59%) ▼昨年度に引き続き、過年度分滞納者を対象とした、収納課への債権移管により高額滞納者への催告を強化し、債権差押も含め納付につなげた。対象者12名 納付額 1,653千円 ▼滞納者から100名を抽出し、預貯金調査を実施し、その後、45名に対し差押予告書を送付し、完納、及び分納誓約による納付につなげた。納付額 1,101千円
見直しのポイント
※従来の「口座振替」に加え、需要が高まりつつある「スマートフォン決済アプリ」を利用した納付方法を、保護者へ保育所(園)を通して啓発し、納付率の向上を目指す。 ※収納課への債権移管について、積極的に活用し、交渉が困難な滞納者については、収納課と協議のうえ、追加移管を行い、保育料の納付につなげる。 ※昨年度、一定の効果があった、「差押予告書」等のより強い交渉方法も今年度も継続し、保育料以外にも滞納がある保護者に対しては、担当部署と連携し交渉を行い納付に繋げる。

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
効率的・効果的な納付方法の啓発
納期到来後に未納付状況を保育所経由で保護者へお知らせ(通知)し、「督促状」発送前の納付を促す。→「督促状」発送費の圧縮と未納額圧縮
滞納者に対し児童送迎を中心とした納付催告・指導及び相談を実施。また、催告等に応じない滞納者に対し自宅訪問等を実施し現年度滞納圧縮
・収納課等と連携した納付交渉の実施 ・滞納者に対する財産調査の実施 ・差押可能者に対する「差押予告書」の発送 ・納付計画による分納がされない場合は差押実行

2021年度実績
【調定額】：564,239千円 【収入額】：561,873千円 (未済額)：2,366千円 【徴収率】：99.58% ▼残高不足等により、口座振替ができなかった保護者への保育所(園)を通して通知、及び納付催促を実施し、口座振替不能者の削減に繋がった。対象者：令和2年度 1,402件→令和3年度 947件 ▼様々な生活スタイルに対応した、納付方法の啓発を行い、口座振替の割合は減少したが、スマートフォン決済での納付が増加し、結果、現年度徴収率が向上した。(年度別 口座振替割合：平成30年度 86.26% 令和元年度 87.59% 令和2年度 88.41% 令和3年度 86.31% / スマートフォン決済利用数：令和2年度 83件 令和3年度 528件) ▼昨年度に引き続き、過年度分滞納者を対象とした、収納課への債権移管により高額滞納者への催告を強化し、債権差押も含め納付につなげた。対象者20名 納付額 3,291千円
最終評価
①進捗状況 保育料の現年度徴収率については、横ばいの状態が続いたが、口座振替やスマートフォン決済等、利用者のニーズに合った、利便性の高い納付方法での納付指導を続けた結果、目標値に近い徴収率へと向上した。キャッシュレス社会を実現するため、新設したスマートフォン決済アプリを利用した納付方法の啓発を積極的にを行い、利用率が著しく上昇した。収納課等との連携した納付交渉の実施により、過年度分の徴収率も向上した。 ②課題 現年度徴収率の向上のため、様々な施策を実施し、2021年度実績において、2017年度実績を超える徴収率を実現したが、当初の目標である、99.60%は未達成であったことから、4年間で実施した施策の継続とともに、スマートフォン決済等、これからの社会のニーズに合った納付方法の啓発を強化し、徴収率の向上と、キャッシュレス化の推進に努める必要がある。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	④ 市営住宅使用料の徴収体制の強化						部局名	建設交通部
2-2-④	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイスベンディングの徹底～		取組事項	(2) 税収、税外収入の確保・充実			課名	住宅政策課
	SDGs	11.1/11.3	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)	

事業の概要
 市営住宅使用料は、市営住宅を維持管理する上で必要不可欠な自主財源であり、財源の確保及び入居者負担の公平性を図るため、徴収率の向上を目標として徴収体制の強化を図る。

- 新規滞納者を含む初期滞納者に対する早期の電話催告及び納付指導。
- 休日及び夜間に、電話催告や臨戸訪問し、滞納者の生活状況を把握したきめ細かな納付相談と滞納者に寄り添った対応。
- 連帯保証人へ納付指導を依頼し、滞納解消や自主的明け渡しの指導。
- 悪質な滞納者に対する法的措置の検討。
- 口座振替の積極的な推進。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
収納支援システム、所得情報、住民情報等の関連情報及び市営住宅使用料納付状況データの活用	個人情報の保護
手段2 カイゼン・BPRの推進	
滞納後の徴収から法的措置までの事務を見直し、効率的・効果的な一定のルール化を策定する。	

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
<ul style="list-style-type: none"> 現年度徴収率 95.92% 過年度徴収率 12.47% 全体の徴収率 79.16% 調定額：1,096,524千円 収入額：867,987千円 [現年度徴収率H30.6.1現在] [過年度徴収率H30.4.1現在] 	入居者負担の公平性が保たれた徴収体制を推進する。
	2021年度末目標値
	①現年度徴収率 97.00% ②過年度徴収率 20.00% ③全体の徴収率 82.00%

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
データを活用した効率的・効果的な納付指導方法の検討及び実施（所得別、世帯構成別等の納付状況など）			
新たな納付方法の検討（クレジットカード、マルチペイメントなど）			
「口座振替」の積極的推進			
滞納者に対する催告指導の強化及び市営住宅明渡し請求の実施並びに悪質滞納者に対する法的措置の検討			

2018年度実績			
【平成30年度】	現年度徴収率 93.72% 過年度徴収率 17.59% 全体徴収率 77.65% 調定額：1,083,154千円 収入額：841,117千円 [現年度徴収率R01.6.1現在] [過年度徴収率H31.4.1現在]	▼納付方法別の割合 ・窓口 53.76% ・口座振替 46.24% 入居戸数：2,996戸 口座登録数：1,486戸 登録率：49.60% [口座登録率R01.6.1現在]	▼要因分析 平成29年度と比較して現年度徴収率は2.2ポイント下回り、過年度徴収率は5.12ポイント上回ったが、全体徴収率は1.51ポイント下回った。要因としては、本来現年度を優先することを、過年度優先に徴収したことが過年度徴収率の増加に繋がった。また、口座登録数が昨年度から73戸減少したこと、年3回実施していた催告書の送付、並びに納付相談会が1回のみであったことで全体徴収率が減少した。
見直しのポイント			
▼想定回数を行えなかった催告書の送付や、納付相談会を確実にし、特に高額所得者に対する指導により明渡し等を検討していく。 ▼滞納者の市営住宅明渡しの基準を明確にし、法的措置の実施を検討する。 ▼長期並びに高額な滞納者についての定義付けと、取り組むべき順位付けを明確にすると共に、減免の適用についても適切な実施を検討する。 ※現年度優先の原則を踏まえて徴収し、滞納繰越を減額する。			

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
データを活用した効率的・効果的な納付指導方法の検討及び実施（所得別、世帯構成別等の納付状況など）		
「口座振替」の積極的推進と、新たな納付方法を検討する（クレジットカード、マルチペイメント、キャッシュレス決済など）		
滞納者に対する催告指導の強化(年3回の催告書の送付及び納付相談会の実施)及び市営住宅明渡し基準を作成して、明渡し請求に着手する		
悪質滞納者に対する法的措置の検討、特に高額所得者である滞納者に対して市営住宅明渡し請求する		

2019年度実績			
【平成31年度】	現年度徴収率 94.88% 過年度徴収率 17.52% 全体徴収率 77.91% 調定額：1,073,654千円 収入額：829,967千円 [現年度徴収率R02.6.1現在] [過年度徴収率R02.4.1現在]	▼納付方法別の割合 ・窓口 51.52% ・口座振替 48.48% 入居戸数：2,929戸 口座登録数：1,420戸 登録率：48.48% [口座登録率R02.6.1現在]	▼要因分析 平成30年度と比較して現年度徴収率は1.16ポイント上回り、過年度徴収率は0.07ポイント下回ったが、全体徴収率は0.26ポイント上回った。要因としては、前年度は催告書発出と納付相談会の開催が1回のみであったが、例年どおり3回行ったことから、滞納状況の周知機会を確保することができ、全体的に収入未済額が減少したものと考えられる。
見直しのポイント			
▼入居者だけでなく、連帯保証人にも催告書を送付する。 ▼督促状送等に合わせて、電話催告を実施する。 ▼支払督促や公正証書の作成等、滞納者に対する法的措置の実施を検討する。 ▼遅延損害金を徴収し、納期内納付を促す。			

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
データを活用した効率的・効果的な納付指導方法の検討及び実施（所得別、世帯構成別等の納付状況など）	
「口座振替」の積極的推進と、新たな納付方法を検討する（クレジットカード、マルチペイメント、キャッシュレス決済など）	
滞納者に対する催告指導の強化(連帯保証人を含めた催告書の送付、督促状送等に合わせて電話催告の実施)及び市営住宅明渡し基準を作成して、明渡し請求に着手する	
悪質滞納者に対する法的措置（支払督促や公正証書の作成等）の実施、特に高額所得者である滞納者に対して市営住宅明渡し請求する	
遅延損害金を徴収し、納期内納付を促す。	

2020年度実績			
【令和2年度】	現年度徴収率 97.03% 過年度徴収率 26.41% 全体徴収率 82.12% 調定額：1,036,983千円 収入額：834,470千円 不納欠損額：20,779千円 [現年度徴収率R03.6.1現在]	▼納付方法別の割合 ・窓口 51.28% ・口座振替 48.72% 入居戸数：2,791戸 口座登録数：1,360戸 登録率：48.72% [口座登録率R03.6.1現在]	▼要因分析 平成31年度と比較して現年度徴収率は2.15ポイント、過年度徴収率は8.89ポイント、全体徴収率は4.21ポイント上回った。要因としては、令和2年度同様、連帯保証人を含めた催告書の送付や督促状送等に合わせて電話催告の実施等滞納者に対する催告指導の強化を図るとともに、令和2年度4月より遅延損害金の徴収を開始したことにより、期限内納付の増加につながったものと考えられる。
見直しのポイント			
※支払督促や公正証書の作成等、滞納者に対する法的措置を実施する。 ▼滞納者一人一人の滞納整理計画を設定し、効率的・効果的な納付指導を実施する。			

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)	
データを活用し、滞納者一人一人の滞納整理計画を設定することにより、効率的・効果的な納付指導を実施（所得別、世帯構成別等の納付状況など）	
「口座振替」の積極的推進と、新たな納付方法を検討する（クレジットカード、マルチペイメント、キャッシュレス決済など）	
滞納者に対する催告指導の強化(連帯保証人を含めた催告書の送付、督促状送等に合わせて電話催告の実施)及び市営住宅明渡し基準を作成して、明渡し請求に着手する	
悪質滞納者に対する法的措置（支払督促や公正証書の作成等）の実施、特に高額所得者である滞納者に対して市営住宅明渡し請求する	
遅延損害金を徴収し、納期内納付を促す。	

2021年度実績			
【令和3年度】	現年度徴収率 96.45% 過年度徴収率 15.60% 全体徴収率 81.85% 調定額：962,707千円 収入額：780,141千円 不納欠損額：9,612千円 [現年度徴収率R04.6.1現在]	▼納付方法別の割合 ・窓口 51.09% ・口座振替 48.91% 入居戸数：2,740戸 口座登録数：1,340戸 登録率：48.91% [口座登録率R04.3.31現在]	▼要因分析 令和2年度と比較して現年度徴収率は0.58ポイント、過年度徴収率は10.81ポイント、全体徴収率は0.27ポイント下回った。要因としては、令和2年度同様、連帯保証人を含めた催告書の送付や督促状送等に合わせて電話催告の実施等滞納者に対する催告指導を行ったものの、コロナ禍での収入の減少が期限内納付を困難にしたものと考えられる。
最終評価			
①進捗状況 2017年度末の状況と比べ、現年度徴収率は0.53ポイント、過年度徴収率は3.13ポイント、全体の徴収率は2.69ポイント上回ったものの、いずれも2021年度末目標値には達しなかった。しかしながら、口座振替の積極的推進やキャッシュレス決済を導入する等自主納付がしやすい環境を整えたほか、令和2年度4月からの遅延損害金の徴収開始、適切な不納欠損処理、連帯保証人を含めた催告書の送付や督促状送等に合わせて電話催告の実施等滞納者に対する催告指導の強化を行った結果、2019年度は目標値に達することができた。また、2017年度末の全体収入未済額が228,537千円であったところ、2021年度末の全体収入未済額は172,954千円であり、55,583千円の改善となった。			
②課題 少額滞納者が減少する一方、高額・難事案の解決が必要な状況である。このことから、データを活用し、滞納者一人一人の滞納整理計画を設定することにより、効率的・効果的な納付指導を実施するとともに、悪質滞納者に対する法的措置（支払督促や公正証書の作成等）を実施する必要がある。			

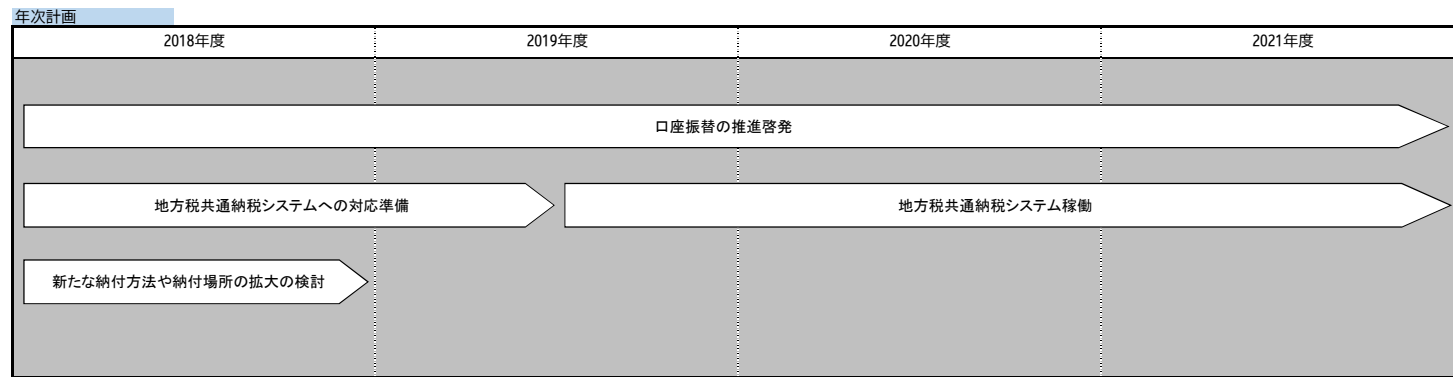
郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	⑤ 市税等の納付方法や納付場所の拡大						部局名	税務部
2-2-⑤	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワズズベンディングの徹底～		取組事項	(2) 税収、税外収入の確保・充実			課名	収納課
	SDGs	17.1	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ (会議)	

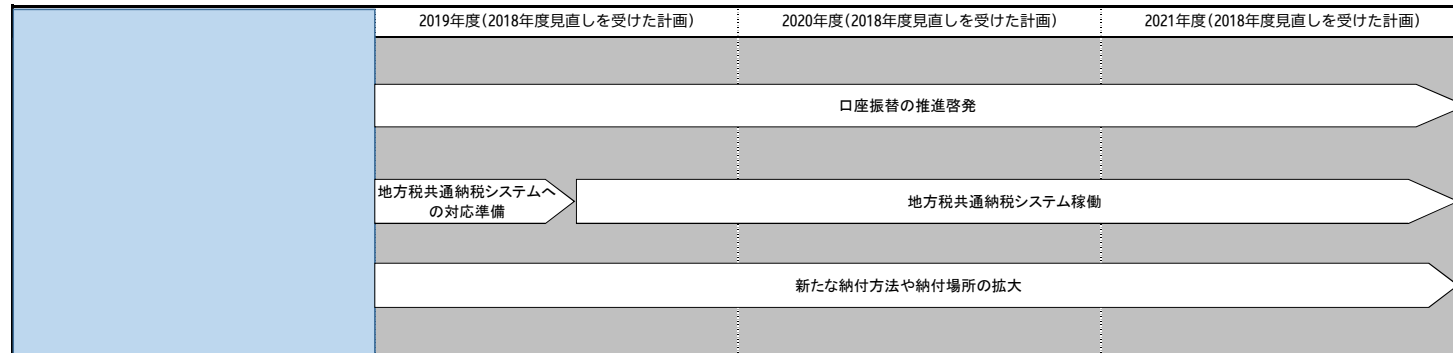
事業の概要
 各種行政サービスを行うための自主財源である市税収入の確保は極めて重要であり、また納税者の利便性向上のため、市税等の納付方法や納付場所の拡大を図る。
 現在、納税者が地方税を電子的に納税できるようにするための全国的なシステム「地方税共通納税システム」の運用が2019年10月に予定されており、地方公共団体側のシステムの改修などの準備が求められている。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
ICTを活用した納付方法の調査研究	各窓口での納付、口座振替など既存の納付方法は継続する。
手段2 カイゼン・BPRの推進	
地方税共通納税システムの効率的な導入を行う。	

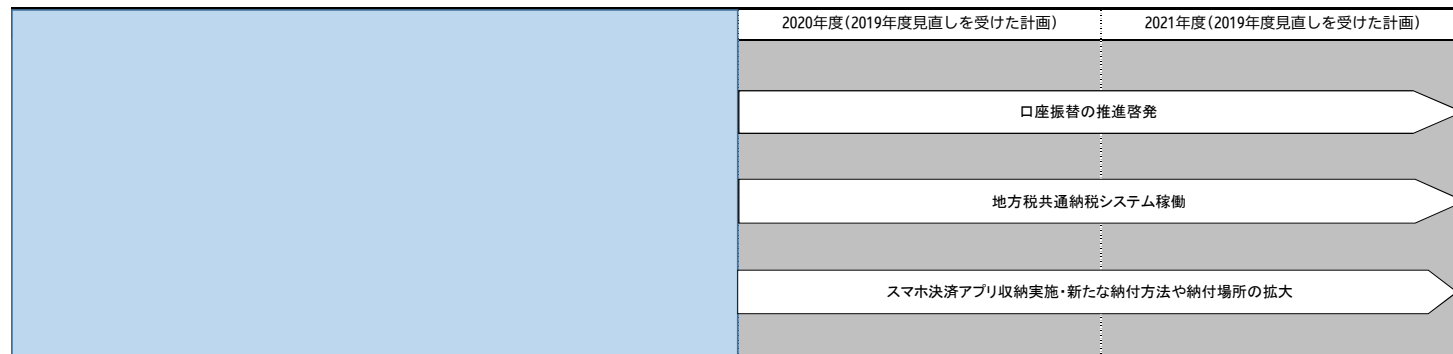
2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
市税の納付方法・納付場所については、市の窓口及び金融機関窓口のほか口座振替による収納を行っていたが、2011年度からゆうちょ銀行・郵便局窓口での収納を開始し、2012年度からはコンビニエンスストアでの収納を開始した。 また、既存の納付方法のひとつである口座振替については、その利便性等から引き続き周知・啓発等を行っているところである。 なお、クレジット収納など新たな納付方法により、納付機会の拡大を図る必要がある。 2017年度現年課税分徴収率：98.94%	納付方法や納付場所の拡大を通じ、さらなる納税環境の向上に努め、市税収入の確保を図る。
	2021年度末目標値
	現年課税分徴収率 99.1%



2018年度実績
▼現年課税分徴収率・・・99.07% ▼市税口座振替新規加入者・・・2,767人 (口座振替については周知・啓発等を実施し、新規加入者に対し奨励品を送呈し利用拡大に努めた。また、申請に際しては、市税等納付カレンダーなどに記載したQRコードから口座振替依頼書の取り寄せができるようにした。) ▼地方税共通納税システムの仕様確定に伴う、本市税総合システムの改修等の仕様を決定 ▼クレジット収納等新たな納付方法の調査検討
見直しのポイント
▼口座振替については、手続きが簡単にできるよう申請の電子化(WEB口座受付サービス)を推進し、利用拡大に努める。 ▼新たな納付方法については、税総合システムの更改を控えているため、コンビニ納付など既存のインフラを活用し、システム改修が最小限となるキャッシュレス納付について導入を進める。また、他の納付方法については、新税総合システムの導入を見据え引き続き調査検討を進める。 ※地方税共通納税システムについては2019年10月からの運用が予定されているため、法人市民税等の納税者へ周知を図る。



2019年度実績
▼現年課税分徴収率・・・99.13%(4月末現在98.9%) ▼市税口座振替新規加入者・・・2,870人 (口座振替については周知・啓発等を実施し、新規加入者に対し奨励品を送呈し利用拡大に努めた。また、申請に際しては、市税等納付カレンダーなどに記載したQRコードから口座振替依頼書の取り寄せができるようにした。) ▼地方税共通納税システムによる納付件数・・・602件(納付全体件数集計中)
見直しのポイント
▼口座振替については、手続きが簡単にできるよう申請の電子化ソリューション(WEB口座受付サービス)を導入し、利用拡大に努める。 ▼WEB口座受付サービス、地方税共通納税システム及びスマホ決済アプリによる市税の納付については、利便性の向上のほか、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践につながるものであることから、その利用促進を図っていく。



2020年度実績
▼現年課税分徴収率・・・98.58% ▼市税口座振替新規加入者・・・2,839人 ・口座振替について周知・啓発等を実施し、新規加入者に対し奨励品を送呈し利用拡大に努めた。 ・申請について、市税等納付カレンダーなどに記載したQRコードからの口座振替依頼書取り寄せに加え、新たにWEB口座振替受付を導入した。 ▼地方税共通納税システムによる納付件数・・・4,755件 ▼スマートフォン決済アプリによる納付開始
見直しのポイント
※口座振替についてはさらなる利用拡大に努める。 ※WEB口座受付サービス、地方税共通納税システム及びスマホ決済アプリによる市税の納付については、利便性の向上のほか、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践につながるものであることから、その利用促進を図っていく。 ▼クレジット収納の導入



2021年度実績
▼現年課税分徴収率・・・99.29%(R4.4月末現在) ▼市税口座振替新規加入者・・・3,289人 ・口座振替について周知・啓発等を実施し、新規加入者に対し奨励品を送呈し利用拡大に努めた。 ・申請について、WEB口座振替受付を導入した。 ・一部金融機関と覚書を締結し、本人確認ができた場合に口座届出印の省略を可能とした。 ▼地方税共通納税システムによる納付件数・・・10,000件 ▼クレジットカード・ネットバンクによる納付開始
最終評価
①進捗状況 地方税共通納税システム、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、ネットバンクといった各種納付手段の拡大やWEB口座振替受付開始、一部金融機関と押印省略による口座振替申込受付を実施するなど、納税者の利便性向上や納付方法の拡大に取り組んだ結果、新型コロナウイルスによる厳しい社会状況の中においても現年課税分の徴収率を高い水準で維持している。 ②課題 納税者の利便性の向上とコロナ禍における新しい生活様式に対応するため、口座振替のほかスマートフォン決済アプリ、クレジットカード、ネットバンクといった市税納付に係るDXを推進することにより、窓口・現金納付から非対面・非接触による納付比率を向上させていく必要がある。併せて、納税者に対し、分かりやすく効果的な周知・PRにも努めていく必要がある。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	⑦ 受益者負担の適正化						部局名	財務部
2-2-⑦	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立				取組事項	(2) 税収、税外収入の確保・充実	課名	財政課
	SDGs	17.14	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)	

事業の概要
 使用料・手数料等については、受益者負担の原則の考えのもと、受益と負担の公平性の観点から統一的な基準を設ける必要がありますが、新公会計制度の導入に伴いサービスにかかるフルコストの把握が可能となったことから、料金原価の算出、受益者負担割合の設定など算定根拠の明確化を図るとともに、減免基準の見直しを行い、適正化を図ります。

受益者負担の原則
 公共施設の利用や各種証明書の発行など特定の公共サービスを利用する者に対し、そのサービスに応じた負担を求めるものであり、特定のサービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、サービスを利用する人が応分の負担をすることで、はじめて利用しない人との公平性が確保されるという考え方。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
受益者負担の適正化の周知については、ICTを活用し、より効果的な手段を講じる。	デジタルデバイスに配慮し、市ウェブサイトのみならず、紙媒体等でも周知を図る。
手段2 カイゼン・BPRの推進	
使用料等の納付方法については、利用者の利便性、事務負担等を考慮し検討を行う。	

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
平成26年4月の消費税改定（5→8%）の際には、水道料金、下水道料金等の市として消費税を支払う義務がある使用料及び使用期間が一月に満たない場合の土地使用料等の外税方式により算定している使用料等に限り改定を行いました。 その時は、公民館、体育施設など公共施設使用料については、料金全体の見直しの際に改定するかどうかを含め検討することとし、改定を行わず、市民への影響について最小限にとどめましたが、今後におきましても、消費税の取り扱いについては税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとしました。 平成28年度決算から新公会計制度による財務諸表により施設及び業務フルコスト、受益者負担割合などの把握が可能となったことから、平成31年10月に予定されている消費税改定（8→10%）に合わせ、見直しの検討を始めました。	各施設使用料及各手数料について、「（仮称）受益者負担の適正化基本方針」を策定し、統一の基準に基づき使用料等を設定するとともに、定期的な見直し体制が整備されている。
	2021年度末目標値
	各施設使用料及び各手数料について、「（仮称）受益者負担の適正化基本方針」に基づき使用料等を設定する。

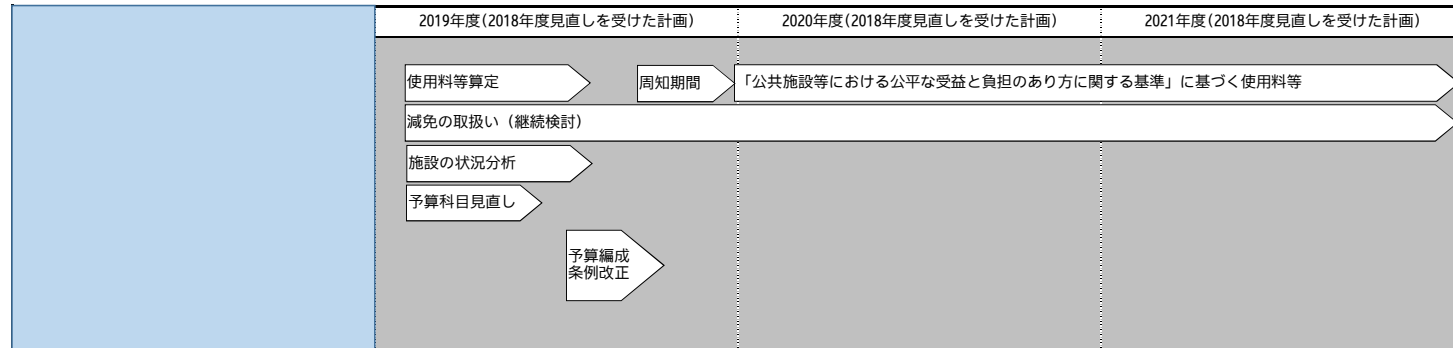


2018年度実績

▼受益者負担の適正化の庁内検討を深めるため、先進自治体である2018.10月に習志野市・柏市へ行政視察を行い、先進事例の考え方も考慮し、使用料等の算定根拠の明確化のほか、減免制度の見直し、コスト削減及び稼働率向上に向けた取り組み、定期的な見直しなどを定める「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準（案）」を作成した。
 ▼作成した基準案について、広く市民からの意見をいただくため、2019.2.28～2019.3.29までの期間、パブリックコメント手続きを実施した。

見直しのポイント

▼2019年4月に策定した「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」に基づく受益者負担の見直しを実施するため、2019年度に使用料等の算定等を行い、周知期間を設けた上で2020年度から新たな使用料等を適用する。
 ▼各施設の料金原価の算定をより簡易に行えるよう、毎年、公表する公共施設白書の根拠データを公会計情報の仕訳データに変更し、共通のデータを使うことで、業務量を圧縮する。
 また、施設全体の経費を、料金原価の基になる維持管理費とそれ以外の経費（運営・事業費）に、予算科目単位で区別できるように、2020年度要求予算から予算科目体系を見直す。

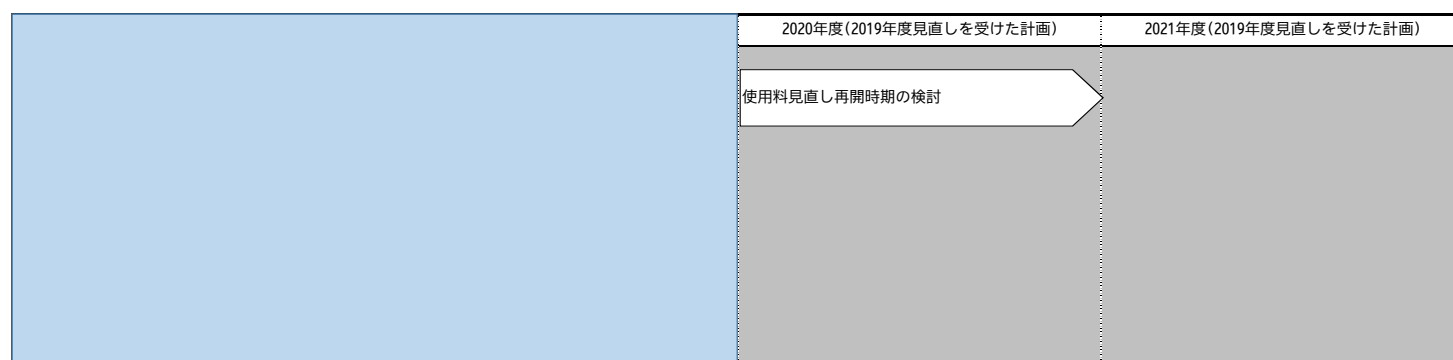


2019年度実績

▼2019年4月に「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」を策定。この基準に基づき、全公共施設を対象とした使用料の見直しを行うとともに、各施設の使用料を定めている各条例案の改正作業を実施した。
 ▼2020年4月使用料改定に向け、2019年12月定例会に、上記作業による条例改正案を上程する手続きを進めていたが、10月に発生した東日本台風の影響により、当初スケジュールでの使用料見直しを一時凍結している。

見直しのポイント

▼使用料について見直し直前まで事務手続きを進めていたが、東日本台風に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めながら、再開時期の検討を進める必要がある。

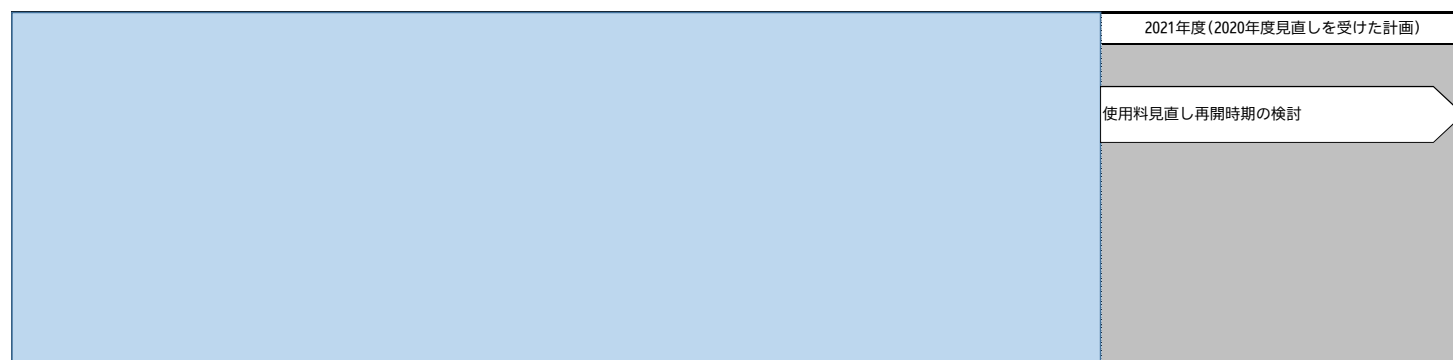


2020年度実績

▼2019年に実施した各使用料改定案に基づく見直しの再開を検討していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に引き続き使用料見直しを凍結している。

見直しのポイント

▼使用料について2019年度に見直し直前まで事務手続きを進めていたが、同年度に発生した東日本台風に加え、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響が本格化したことから、見直しの凍結が続いている。今後は同感染症の動向や社会経済情勢への影響を踏まえつつ、再開時期の検討を進める必要がある。



2021年度実績

▼2019年に実施した各使用料改定案に基づく見直しの再開を検討していたが、新型コロナウイルス感染症、福島県沖地震の影響により、前年度に引き続き使用料見直しを凍結している。

最終評価

使用料について2019年度に見直し直前まで事務手続きを進めていたが、同年度に発生した東日本台風に加え、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響が本格化、2020年度及び2021年度には福島県沖地震が発生したことから、見直しの凍結が続いている。今後は同感染症の動向や社会経済情勢への影響を踏まえつつ、再開時期の検討を進める必要がある。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	⑧ 広報紙・市ウェブサイトの広告掲載						部局名	政策開発部	
2-2-⑧	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイスベンディングの徹底～			取組事項	(2) 税収・税外収入の確保・充実			課名	広聴広報課
	SDGs	16.6/16.10	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)		

事業の概要
 税外収入の確保として、市ウェブサイト、広報紙への広告掲載を行う。
 他媒体における広告掲載の検討については、あらゆる媒体について広告掲載可能性等を含めて継続して調査していく。

手段1 ICTの活用 **ICTの活用への配慮**
 市ウェブサイト等に広告掲載についての告知を載せ、周知を図る。 広報こおりやま等の紙ベースの媒体でも周知を図る。

手段2 カイゼン・BPRの推進
 ▼広報紙の広告掲載については、継続して実施している。なお、広報紙への掲載情報が年々増えていることから、情報掲載量との兼ね合い等を考慮しながら、目標値の月6枠について検討する。
 ▼広告掲載等事務の効率的な手法を継続して検討を行う。

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
▼広報紙の広告掲載・・・継続実施（月3枠、収入額1,205千円） ▼市ウェブサイトへの広告掲載・・・継続実施（6枠、収入額855千円）	市ウェブサイト、広報紙に企業広告を掲載することで、地域経済の活性化を図るとともに、広告主から広告代金を徴収し、市の新たな財源とする。
	2021年度末目標値
	①広報紙広告枠 月6件 ②市ウェブサイト広告枠 月6枠

年次計画	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	他媒体における広告掲載の検討			
	広報紙の広告掲載 ※平成27年11月号から導入済 (広告掲載の実施)			
	市ウェブサイトのバナー広告掲載 ※平成26年度導入済 (広告掲載の実施)			

2018年度実績
▼広報紙広告掲載 月3枠(収入額 1,205千円) ▼市ウェブサイトバナー広告掲載 月6枠(収入額 855千円)
見直しのポイント
※掲載情報が増大している状況等もあり、現在の広告スペースで継続したい。

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
他媒体における広告掲載の検討		
広報紙の広告掲載 ※平成27年11月号から導入済 (広告掲載の実施)		
市ウェブサイトのバナー広告掲載 ※平成26年度導入済 (広告掲載の実施)		

2019年度実績
▼広報紙広告掲載 月3枠(収入額 1,218千円) ▼市ウェブサイトバナー広告掲載 月6枠(収入額 863千円)
見直しのポイント
広報紙は、庁内からの掲載依頼が引き続き多いが、税外収入の増に向け、他市の掲載状況等について調査研究を行う。

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
他媒体における広告掲載の検討	
広報紙の広告掲載 ※平成27年11月号から導入済 (広告掲載の実施・他市事例の調査研究)	
市ウェブサイトのバナー広告掲載 ※平成26年度導入済 (広告掲載の実施)	

2020年度実績
▼広報紙広告掲載 月3枠(収入額 1,227千円) ▼市ウェブサイトバナー広告掲載 月6枠(収入額(年額) 871,200円)
見直しのポイント
▼2021年度末に向けて、広告枠を拡大した際のページ候補について検討を進める。 ▼2022年3月に控えた新ウェブサイトのリニューアルに向けて、広告掲載の最適な場所及び掲載数について検討する。

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
他媒体における広告掲載の検討
広報紙の広告掲載 ※平成27年11月号から導入済 (広告掲載の実施・他市事例の調査研究)
市ウェブサイトのバナー広告掲載 ※平成26年度導入済

2021年度実績
▼広報紙広告掲載 月3枠(収入額 1,393千円) ▼市ウェブサイトバナー広告掲載 月6枠(収入額(年額) 871千円)
最終評価
①進捗状況 広報紙広告は、当初目標を月6枠としていたが、紙面が減少する一方で掲載情報が増加するなか、月3枠を維持するにとどまったが、収入額については、2017年度1,205千円から2021年度1,393千円に増加した。 ウェブサイトバナー広告は、当初目標の月6枠を維持し、達成した。収入額についても2017年度855千円から2021年度871千円に増加した。また、2022年度からはウェブサイトのリニューアルに伴い、さらなる収入増を図るため、掲載可能枠を月12枠に拡大する。 ②今後の課題 両媒体とも収入額を確保するため、掲載希望者の増加につなげられるよう、魅力ある広報紙及びウェブサイトの制作に努める必要がある。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	⑨ 公有資産活用による税外収入の確保 (再掲) ⑦						部局名	財務部
2-2-⑨ (再掲)2-3-⑦	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイズベンディングの徹底～		取組事項	(2) 税収、税外収入の確保・充実(再掲)(3) 公有資産マネジメントの推進			課名	公有資産マネジメント課
	SDGs	8.1	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)	

事業の概要
市の土地や建物等の資産について、経営資源ととらえ、経営的な視点に基づき、戦略的かつ適正に保有・処分・活用することが求められている。このため、「郡山市公有資産活用ガイドライン」に基づき、公益性・公平性・有効性・効率性を柱とした資産の有効活用を積極的に推進するなど、公有資産のマネジメントの推進を図る。具体的には未利用財産の売却や一時貸付け、ネーミングライツ事業など広告事業の実施、自動販売機の設置など行政財産の余剰スペースの有効活用などを推進する。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
未利用財産の売却や広告事業者の募集に当たっては、ICTを活用し周知する。	未利用財産の売却や広告事業者の募集に当たっては、市ウェブサイトや広報こおりやま等でも周知する。
手段2 カイゼン・BPRの推進	
未利用財産の売却事務の負担軽減となる効率的・効果的な手法を継続的に検討する。	

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
【未利用財産の処分・有効活用】 売却による処分、一時貸付等			
【未利用財産有効活用】 西田地区小学校開校後利用者募集・利用			
【公有財産の最適利用】 貸付普通財産の再検証、国・県との情報共有等			
【行政財産の余剰スペースの有効活用】 自動販売機の設置			
【行政財産の余剰スペースの有効活用】 広告・デジタルサイネージ等の設置等			
【広告事業の推進】 公共施設の壁面広告の実施、各種印刷物への広告等(平成26年度に策定した「広告事業実施要綱」等に基づく実施)			

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
市の土地や建物等の資産について、経営資源ととらえ、経営的な視点に基づき、戦略的かつ適正に保有・処分・活用することが求められている。このため、「郡山市公有資産活用ガイドライン」に基づき、公益性・公平性・有効性・効率性を柱とした資産の有効活用を積極的に推進した。2017年度までに、当初計画した施設へのネーミングライツ・スポンサー募集を実施したほか、2018年度から5年間の貸付けとなる自動販売機の入札を実施した。	市で保有する未利用財産の活用など、公有資産に対するマネジメントの強化を図ることにより、維持管理経費の縮減など歳出削減、自主財源となる税外収入の確保などの取り組みが図られている。
	2021年度末目標値
	①未利用財産売却件数：5件/年度(法定外公共物は除く) ②自動販売機貸付件数：100台/年度

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
【未利用財産の処分・有効活用】 売却による処分、一時貸付等		
【未利用財産有効活用】 旧大田小学校の民間事業者への貸付実施、その他の廃校利用の条件整備・利活用の推進		
【公有財産の最適利用】 貸付普通財産の再検証、国・県との情報共有等		
【行政財産の余剰スペースの有効活用】 自動販売機の設置		
【行政財産の余剰スペースの有効活用】 広告・デジタルサイネージ等の設置等		
【広告事業の推進】 公共施設の壁面広告の実施、各種印刷物への広告等(平成26年度に策定した「広告事業実施要綱」等に基づく実施)		
【広告事業の推進】 ネーミングライツ事業の検討(新たな実施施設の検討)	【広告事業の推進】 ネーミングライツ事業の実施(新たな実施施設の募集・契約)	【広告事業の推進】 ネーミングライツ事業の実施(新たな実施施設の愛称開始)

2018年度実績
<ul style="list-style-type: none"> 未利用財産売却件数 3件(4件募集を行ったが、うち1件は応募がなかったため、引き続き募集中である。) 未利用財産有効活用 平成30年3月31日に廃校となった西田地区の小学校5校のうち、旧大田小学校の廃校施設を活用するため、活用事業者の公募を行った。 自動販売機貸付件数 82台 広告事業の推進 従来のヨーク開成山スタジアム壁面への広告掲載による広告料収入の確保や事業者からの広告入封筒の無償提供による封筒作成費用の削減等の取り組みに加え、ネーミングライツ事業で新たに「けんしん郡山文化センター」、「宝来屋 郡山総合体育館」、「郡山ヒロセ開成山陸上競技場」の3施設で愛称の使用を開始した。
見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> 旧大田小学校は民間事業者と賃貸借契約を締結し、その他の廃校利用は条件整備を行い、公募による民間活用や全国の先進的な事例を参考にした対応方法を検討する。 ネーミングライツ事業(広告事業の推進)については、現在、「ヨーク開成山スタジアム」、「郡山しんぎん開成山プール」、「けんしん郡山文化センター」、「宝来屋 郡山総合体育館」、「郡山ヒロセ開成山陸上競技場」の5施設において実施している。ネーミングライツの新たな実施施設を行うため、令和元年度にネーミングライツの取得に関心がある施設等に関する事業者向けのアンケート調査を行い、ネーミングライツに対する関心及びニーズを把握する。 ※公有資産活用の推進については、概ね計画通り推移している。

2019年度実績
<ul style="list-style-type: none"> 未利用財産売却件数 1件(2件募集を行ったが、うち1件は応募がなかったため、引き続き募集中である。) 未利用財産有効活用 旧大田小学校の廃校施設活用事業者の公募を行い、民間事業者への貸付を決定した。 自動販売機貸付件数 101台 広告事業の推進 従来のヨーク開成山スタジアムの壁面広告掲載や、ネーミングライツ事業(5施設)に加え、新たに「セーフコミュニティ郡山」や「空き家情報冊子」を広告掲載により作成する等、広告料収入の確保と印刷物の無償提供による支出削減に取り組んだ。
見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> 旧上伊豆島小学校の民間活用事業者の公募に向けた詳細な条件整備を行い、その他の未活用となっている廃校については利用に向けた条件整備を進め、公募による民間活用や全国の先進的な事例を参考にした対応方法を検討する。 ※公有資産活用の推進については、概ね計画通り推移している。

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
【未利用財産の処分・有効活用】 売却による処分、一時貸付等	
【未利用財産有効活用】 旧上伊豆島小学校の利活用事業者公募その他の廃校利用の条件整備・利活用の推進	
【公有財産の最適利用】 貸付普通財産の再検証、国・県との情報共有等	
【行政財産の余剰スペースの有効活用】 自動販売機の設置	
【行政財産の余剰スペースの有効活用】 広告・デジタルサイネージ等の設置等	
【広告事業の推進】 公共施設の壁面広告の実施、各種印刷物への広告等	
【広告事業の推進】 ネーミングライツ事業の実施(新たな実施施設の検討)	【広告事業の推進】 ネーミングライツ事業の実施(新たな契約施設の募集・契約終了施設の再契約)

2020年度実績
<ul style="list-style-type: none"> 未利用財産売却件数 2件(4件募集を行ったが、うち2件は応募がなかったため、引き続き募集中である。) 未利用財産有効活用 旧上伊豆島小学校・旧鬼生田小学校の廃校施設活用事業者の公募を行い、売却契約に向けた優先交渉権者(民間事業者)を決定した。 自動販売機貸付件数 99台 広告事業の推進 従来のヨーク開成山スタジアムの壁面広告掲載や、ネーミングライツ事業(5施設)に加え、新たに「障がい福祉の案内」や「農業委員会だより」の作成にあたっての広告掲載、また前年度に引き続き「空き家情報冊子」を広告掲載により作成する等、広告料収入の確保と印刷物の無償提供による支出削減に取り組んだ。
見直しのポイント
<ul style="list-style-type: none"> 旧上伊豆島小学校及び旧鬼生田小学校の優先交渉権者との契約締結に向けた協議を進めていくとともに、その他の未活用となっている廃校については利用に向けた条件整備を進め、公募による民間活用や全国の先進的な事例を参考にした対応方法を検討する。 ※公有資産活用の推進については、概ね計画通り推移している。

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
【未利用財産の処分・有効活用】 売却による処分、一時貸付
【未利用財産有効活用】 旧上伊豆島・旧鬼生田小学校の売却契約に向けた優先交渉権者との協議その他の廃校利用の条件整備・利活用の推進
【公有財産の最適利用】 貸付普通財産の再検証、国・県との情報共有等
【行政財産の余剰スペースの有効活用】 自動販売機の設置
【行政財産の余剰スペースの有効活用】 広告・デジタルサイネージ等の設置等
【広告事業の推進】 公共施設の壁面広告の実施、各種印刷物への広告等(平成26年度に策定した「広告事業実施要綱」等に基づく実施)
【広告事業の推進】 ネーミングライツ事業の実施(新たな契約施設の検討・契約終了施設の再契約等)

2021年度実績
<ul style="list-style-type: none"> 未利用財産売却件数 1件(2件募集を行ったが、うち1件は応募がなかったため、引き続き募集中である。) 未利用財産有効活用 旧上伊豆島小学校・旧鬼生田小学校の廃校2校について、民間事業者との売却契約を締結した。 自動販売機貸付件数 98台 広告事業の推進 従来のヨーク開成山スタジアム壁面広告掲載やネーミングライツ事業に加え、新たに「農業法人連絡会会員名簿」の作成にあたっての広告掲載等、広告料収入の確保と印刷物の無償提供による支出削減に取り組んだ。
最終評価
<p>①進捗状況 2014年に作成した「公有資産ガイドライン」に基づき、未利用財産の売却や貸付、またネーミングライツを含めた広告事業の推進に積極的な取り組みをおこなってきた。これら公有資産の有効活用により、2018年～2021年の4年間で総額758,894千円の税外収入を確保している。</p> <p>②今後の課題 今後も増加が予想される廃校の利活用について、またネーミングライツ等の広告事業についてその費用対効果も考慮しながら、税外収入確保の手段としてより効果的な公有財産の活用に務めていく必要がある。</p>

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	⑩ クリーンセンターにおける売電収入の確保						部局名	環境部	
2-2-⑩	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確保			取組事項	(2) 税収、税外収入の確保・充実			課名	3 R推進課
	SDGs	17.14	5.レ	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)		

事業の概要
 市内に2カ所あるクリーンセンターにおいては、ごみ焼却により生じるエネルギーにより発電して、生じた電力の一部(余剰電力)を売却することにより収入を得ている。今後、ごみ量は減少傾向にあり、併せて発電量も減少が見込まれることから、適正な施設運営に努め、生じた余剰電力により収入を確保する。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
市ウェブサイト等を活用した積極的な情報の公開	広報紙等を活用した情報の公開
手段2 カイゼン・BPRの推進	
施設を適正に維持管理し、性能の維持に努める	

年次計画			
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	富久山クリーンセンターにおける売電の実施		
	河内クリーンセンターにおける売電の実施		
	売電実績の公表		

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
▼富久山クリーンセンター 余剰電力量 6,300,000kWh 売電収入 52,000 (千円) ▼河内クリーンセンター 余剰電力量 5,400,000kWh 売電収入 44,000 (千円)	発生ごみ量に応じた売電収入の確保
	2021年度末目標値
	適正な施設運営に努め、発生ごみ量に応じた発電量を確保する

2018年度実績
▼富久山クリーンセンター 余剰電力量 8,048,270kWh 売電収入 65,625 (千円) ▼河内クリーンセンター 余剰電力量 5,966,610kWh 売電収入 48,651 (千円) ▼2017年度実績を市ウェブサイトで公表
見直しのポイント
※富久山クリーンセンター 発生ごみ量に対して適正な焼却炉運転を継続し、適正な発電に努める ※河内クリーンセンター 発生ごみ量に対して適正な焼却炉運転を継続し、適正な発電に努める ※2018実績を市ウェブサイト追加する

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
富久山クリーンセンターにおける売電の実施		
河内クリーンセンターにおける売電の実施		
売電実績の公表(前年度実績をウェブサイトで公表)		

2019年度実績
▼富久山クリーンセンター 余剰電力量 4,358,420kWh 売電収入 35,578 (千円) ▼河内クリーンセンター 余剰電力量 5,653,950kWh 売電収入 46,493 (千円) ▼2018年度実績を市ウェブサイトで公表
見直しのポイント
※富久山クリーンセンター 令和元年東日本台風により被災し運転停止中の発電設備を早期復旧し、発電を開始する ※河内クリーンセンター 発生ごみ量に対して適正な焼却炉運転を継続し、適正な発電に努める ※2019実績を市ウェブサイト追加する

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
富久山クリーンセンター発電設備の災害復旧	富久山クリーンセンターにおける売電の実施
河内クリーンセンターにおける売電の実施	
売電実績の公表(前年度実績をウェブサイトで公表)	

2020年度実績
▼富久山クリーンセンター 余剰電力量 3,102,420kWh 売電収入 25,766 (千円) ▼河内クリーンセンター 余剰電力量 5,325,090kWh 売電収入 44,225 (千円) ▼2019年度実績を市ウェブサイトで公表
見直しのポイント
※富久山クリーンセンター 令和元年東日本台風により被災し運転停止中の発電設備を早期復旧し、発電を開始する ※河内クリーンセンター 発生ごみ量に対して適正な焼却炉運転を継続し、適正な発電に努める ※2020実績を市ウェブサイト追加する

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
富久山クリーンセンターにおける売電の実施
河内クリーンセンターにおける売電の実施
売電実績の公表(前年度実績をウェブサイトで公表)

2021年度実績
▼富久山クリーンセンター 余剰電力量 8,550,600kWh 売電収入 71,012 (千円) ▼河内クリーンセンター 余剰電力量 4,543,532kWh 売電収入 37,734 (千円) ▼2021年度実績を市ウェブサイトで公表
最終評価

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	① 下水道等への接続の促進						部局名	上下水道局	
2-2-①	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイスベンディングの徹底～			取組事項	(2) 税収・税外収入の確保・充実			課名	お客様サービス課
	SDGs	6.2/6.3	5 スレス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(音読)		

事業の概要
 下水道等への早期接続を推進するため、広報紙やウェブサイトでの継続的な広報、地域のイベント会場でのPR活動のほか、未接続世帯の戸別訪問を実施し、接続の意義及び接続申請や各種補助制度の手続き等について説明を行うとともに、今後の施策に反映できるよう未接続の理由等のアンケート調査を実施する。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
下水道等の普及啓発においてICTを活用し、より効果的な手段を講じる。	下水道等の普及啓発においてICTを活用し、より効果的な手段を講じる。
手段2 カイゼン・BPRの推進	
H29年度に、特定環境保全公共下水道事業における湖南地区について、未接続世帯の高齢化、世帯人数、アンケート結果、空家情報のデータベース化を図った。	

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
下水道等の供用開始地区となっても、宅内の排水設備の工事費は個人負担のため、早期接続が困難なケースもあるが、下水道等使用料は事業の財政を支える主たる歳入のため、住民の理解と協力を得られるよう、上下水道局職員による未接続に対する戸別訪問等を実施しているところである。 2017年度末実績 下水道接続世帯数 96,983戸 下水道使用料 4,297,417千円 農業集落排水施設接続世帯数 3,283戸 農業集落排水施設使用料 138,887千円 融資あっせん件数 22件	接続促進を図ることにより下水道、農業集落排水施設使用料の歳入増を図る。 2021年度末目標値 ①下水道接続世帯数：100,000戸 ②下水道使用料：4,651,428千円 ③農業集落排水施設接続世帯数：3,400戸 ④農業集落排水施設使用料：148,709千円

年次計画	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		上下水道局職員による重点地区を設定した未接続世帯に対する戸別訪問		
		水洗化工事資金の融資あっせん(あっせん限度額 800千円)		
		各種イベントにおいて来場者に対する普及啓発の実施及びイベントへの参加件数の増加		
		下水道等の接続を促進するためICTを活用した、市ウェブサイトを含む複数媒体での普及啓発及びウェブサイトの内容等の検討		
	補助制度見直し、新制度の創設		新補助制度の実施	

2018年度実績
▼戸別訪問件数 2,354件 ▼イベント参加数 2件 ▼広報掲載等 2件 ▼融資あっせん件数 6件 ▼下水道接続世帯数 97,094世帯 ▼下水道使用料 4,260,439千円 ▼農業集落排水施設接続世帯数 3,267世帯 ▼農業集落排水施設使用料 138,582千円
見直しのポイント
▼接続促進を図るため、接続工事補助の要件緩和等の見直しを行う。 ▼戸別訪問やアンケート調査から接続見込の高い世帯をピックアップし、重点的に訪問することにより、接続促進につなげる。 ▼未接続世帯の個々の事情に応じた接続の動奨を行う。

	2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
		上下水道局職員による重点地区を設定した未接続世帯に対する戸別訪問	
		水洗化工事資金の融資あっせん(あっせん限度額 800千円)	
		各種イベントにおいて来場者に対する普及啓発の実施及びイベントへの参加件数の増加	
		下水道等の接続を促進するためICTを活用した、市ウェブサイトを含む複数媒体での普及啓発及びウェブサイトの内容等の検討	
	補助制度の要件緩和等の見直し(改正)		見直し(改正)後の補助制度施行

2019年度実績
▼戸別訪問件数 3,614件(流域下水道地区2,792件、湖南下水道地区309件、農業集落排水施設地区513件) ▼イベント参加数 2件 ▼広報掲載等 1件 ▼融資あっせん件数 9件 ▼下水道接続世帯数 98,133世帯 ▼下水道使用料 4,253,344千円 ▼農業集落排水施設接続世帯数 3,281世帯 ▼農業集落排水施設使用料 137,149千円
見直しのポイント
▼新型コロナウイルス感染防止対策の観点から ・イベント参加による普及啓発は当面自粛する。 ・未接続世帯への戸別訪問は状況を踏まえながら行うとともに、接続見込の高い世帯等にチラシ等の郵送による接続動奨を行う。 ▼湖南地区下水道接続補助金制度については、要件緩和の見直しを図ったが、要件緩和による対象者が少ないことなどから、引き続き制度の見直しを検討する。

	2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
	下水道未接続世帯に対する接続動奨・接続見込みの高い世帯への戸別訪問や啓発チラシ等の郵送	下水道未接続世帯に対する戸別訪問
	水洗化改造工事資金の融資のあっせん(あっせん限度額：800千円)	
	ICTを活用した市ウェブサイトを含む複数媒体での普及啓発及びウェブサイトの内容等の検討	
	下水道接続補助金制度の見直しの検討	

2020年度実績
▼ポスティングによる接続動奨件数 2,278件(流域下水道地区1,310件、湖南下水道地区294件、農業集落排水施設地区674件) ▼郵送による接続動奨件数 1,240件(流域下水道地区) ▼イベント参加数 0件(コロナ感染防止対策による開催見送り) ▼広報掲載等 2件 ▼融資あっせん件数 10件 ▼下水道接続世帯数 98,341世帯 ▼下水道使用料 4,282,470千円 ▼農業集落排水施設接続世帯数 3,269世帯 ▼農業集落排水施設使用料 140,642千円
見直しのポイント
▼新型コロナウイルス感染防止対策の観点から ・イベント参加による普及啓発は当面自粛する。 ・未接続世帯への戸別訪問については代替手段としてポスティングによる接続動奨を行うとともに、郵送による接続動奨も併せて行う。 ▼湖南地区下水道接続補助金制度については、対象者である高齢者が接続に消極的であることなどから、引き続き制度の見直しを検討する。

	2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
	下水道未接続世帯に対する接続動奨・啓発文書等のポスティングと郵送
	水洗化改造工事資金の融資のあっせん(あっせん限度額：800千円)
	ICTを活用した市ウェブサイトを含む複数媒体での普及啓発及びウェブサイトの内容等の検討
	下水道接続補助金制度の見直しの検討

2021年度実績
▼ポスティングによる接続動奨件数 2,782件(流域下水道地区2,187件、湖南下水道地区273件、農業集落排水施設地区322件) ▼郵送による接続動奨件数 515件(流域下水道地区) ▼イベント参加数 0件(コロナ感染防止対策による開催見送り) ▼広報掲載等(広報こおりやま6月号、9月号、市民課テロップ放映12月、LINE公式アカウント市政情報配信9/10) ▼融資あっせん件数 10件 ▼下水道接続世帯数 98,681世帯 ▼下水道使用料 4,275,337千円 ▼農業集落排水施設接続世帯数 3,276世帯 ▼農業集落排水施設使用料 139,924千円
最終評価
①進捗状況 各年度で目標を下回る結果となった。接続動奨・啓発の効果もあり、接続件数は4年間で6,062件、平均1,516件/年と順調に増加しているが、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、接続人口が4年間で2,556人減少していることに伴う有収水量の減少により歳入減となっている。 ②今後の課題 今後、接続人口の増加や、経済的理由で接続できない世帯の経済状況が好転する見込みは難しい状況であるが、引き続き未接続世帯に対し訪問やポスティングによるPR活動に加え広報こおりやま、市民課テロップ放映、LINE等を活用した積極的な普及啓発を実施し、接続促進を図り下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の確保・充実を図る。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	① 公共施設等マネジメントの推進						部署名	財務部
2-3-①	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイスベンディングの徹底～				取組事項	(3) 公有資産マネジメントの推進		
	SDGs	11.3	5.レス	カウフター	ギヤツシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(設備)	

事業の概要
 本市が保有する公共施設及びインフラ施設(以下、「公共施設等」という。)の多くは、高度経済成長や急激な人口増加・都市化に伴い集中的に整備されたため、今後、一斉に更新時期を迎えることとなる。
 人口減少、少子高齢化の進行による施設利用形態の変化や厳しい財政状況を踏まえ、公共施設等の適正管理を効果的かつ計画的に実行するため、「郡山市公共施設等総合管理計画」及び「郡山市公共施設等総合管理計画個別計画」に基づく公共施設等マネジメントを推進する。

手段1 ICTの活用 **ICTの活用への配慮**
 公共施設の現状及び計画の進捗の公表にICTを活用し、市民との情報共有を図る。
 デジタルデバイスに配慮し、公共施設の現状及び計画の進捗状況の公表は、市ウェブサイトのほか紙媒体等により行う。

手段2 カイゼン・BPRの推進
 検討開始施設の詳細な調査に係る事務負担の軽減を図るための効率的・効果的な手法を継続的に検討する。

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、本市の公共施設等マネジメントに関する基本方針として、2016年3月に「郡山市公共施設等総合管理計画」を策定した。 2016年4月から施設類型ごとの具体的な方針となる「郡山市公共施設等総合管理計画個別計画」の策定に着手し、施設所管課を中心とした作業部会を設置することにより具体的かつ効率的に作業を進めた。 策定にあたり、本市における公共施設の現状と課題について市民と共有し、公共施設の最適化実施に関する意見を聴取するため、2017年9月から10月にかけて住民説明会(15地区計16回)を実施した。 2017年11月には計画案を作成し、12月にパブリックコメントを実施、2018年3月に計画の策定を完了したところである。 ○郡山市公共施設等総合管理計画個別計画 ・計画期間：2018年～2025年 ・施設類型：20類型	公共施設等の効率的・効果的なマネジメントを推進することにより、次代を担う子どもたちに優良な資産を引き継ぎ、施設の質と量の最適化を図り、安全・安心で持続可能な維持管理を実現する。
	2021年度末目標値
	①「郡山市公共施設等総合管理計画」における目標値 ・長寿命化による更新費用削減必要額・・・901億円(2016年～2045年) ・施設の最適化による削減必要額・・・170億円(2018～2025年) ②進捗状況の公表 ・市ウェブサイト ・広報こおりやま ・市政情報センター

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
【施設の現状把握】 公共施設白書の更新	【施設の現状把握】 公共施設白書の更新	【施設の現状把握】 公共施設白書の更新	【施設の現状把握】 公共施設白書の更新
個別計画に基づく進捗管理(公有資産活用調整会議)			
2018年検討開始施設：260 ※公共施設及びインフラ施設(道路・橋梁を除く。公営企業会計は建物のある施設を含む。)			
	2019年検討開始施設：17		
		2020年検討開始施設：64	
			2021年検討開始施設：11
市ウェブサイト等による情報の発信(公共施設白書・個別計画等)			

2018年度実績
▼公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、530施設について検討を行い、117施設の方針が決定した。 (検討開始施設数)・2017年度以前 36施設 ・2018年度 260施設 ・前倒し分 234施設 ※2019年度以降に検討を開始する施設のうち、施設の状況等を踏まえ検討を前倒したものの。
▼目標達成状況 ・2018年度 総量縮減額 13.02億円 (総量縮減額内訳)・2018年度削減面積 8,814.4㎡(縮減額換算 29.09億円) ・2018年度資産活用実績額 5.09億円 ・2018年度ランニングコスト削減額 △21.16億円 ・2016年度～2018年度 総量縮減額累計 4.38億円 ▼計画・白書の公表・・・市ウェブサイト
見直しのポイント
※公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、公共施設等マネジメントを着実に推進していく。

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
【施設の現状把握】 公共施設白書の更新	【施設の現状把握】 公共施設白書の更新	【施設の現状把握】 公共施設白書の更新
個別計画に基づく進捗管理(公有資産活用調整会議)		
2018年以前検討開始施設：413 ※公共施設及びインフラ施設(道路・橋梁を除く。公営企業会計は建物のある施設を含む。)		
2019年検討開始施設：7		
	2020年検討開始施設：57	
		2021年検討開始施設：8
市ウェブサイト等による情報の発信(公共施設白書・個別計画等)		

2019年度実績
▼公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、439施設について検討を行い、23施設の方針が決定した。 (検討開始施設数)・2018年度以前 413施設 ・2019年度 7施設 ・前倒し分 19施設 ※2020年度以降に検討を開始する施設のうち、施設の状況等を踏まえ検討を前倒したものの。
▼目標達成状況 ・2019年度 総量縮減額 △3.41億円 (総量縮減額内訳)・2019年度削減面積 1,666.9㎡(縮減額換算 5.50億円) ・2019年度資産活用実績額 4.58億円 ・2019年度ランニングコスト削減額 △13.48億円 ・2016年度～2019年度 総量縮減額累計 0.98億円 ▼計画・白書の公表・・・市ウェブサイト
見直しのポイント
※公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、公共施設等マネジメントを着実に推進していく。

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
【施設の現状把握】 公共施設白書の更新	【施設の現状把握】 公共施設白書の更新
個別計画に基づく進捗管理(公有資産活用調整会議)	
2019年以前検討開始施設：416 ※公共施設及びインフラ施設(道路・橋梁を除く。公営企業会計は建物のある施設を含む。)	
2020年検討開始施設：56	
	2021年検討開始施設：8
市ウェブサイト等による情報の発信(公共施設白書・個別計画等)	

2020年度実績
▼公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、513施設について検討を行い、69施設の方針が決定した。 (検討開始施設数)・2019年度以前 436施設 ・2020年度 56施設 ・前倒し分 21施設 ※2021年度以降に検討を開始する施設のうち、施設の状況等を踏まえ検討を前倒したものの。
▼目標達成状況 ・2020年度削減面積 5,985.72㎡ ※ランニングコスト・資産活用額については、2020年度決算確定後に算出 ・2016年度～2020年度 削減面積累計 18,441.15㎡(総量縮減額累計 60.86億円) ▼計画・白書の公表・・・市ウェブサイト
見直しのポイント
※公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、公共施設等マネジメントを着実に推進していく。

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
【施設の現状把握】 公共施設白書の更新
個別計画に基づく進捗管理 (公有資産活用調整会議)
2020年以前検討開始施設：444 ※公共施設及びインフラ施設(道路・橋梁を除く。公営企業会計は建物のある施設を含む。)
2021年検討開始施設：8
市ウェブサイト等による情報の発信 (公共施設白書・個別計画等)

2021年度実績
▼公共施設等総合管理計画個別計画に基づき、479施設について検討を行い、28施設の方針が決定した。 (検討開始施設数)・2020年度以前 444施設 ・2021年度 8施設 ・前倒し分 27施設 ※2022年度以降に検討を開始する施設のうち、施設の状況等を踏まえ検討を前倒したものの。
▼目標達成状況 ・2021年度削減面積 1,957.57㎡ ・2016年度～2021年度 削減面積累計 20,398.72㎡(総量縮減額累計 67.32億円) ▼計画・白書の公表・・・市ウェブサイト
最終評価
①進捗状況 2021(令和3)年度までの削減面積の累計は20,398.72㎡であり、総量縮減による改修・費用削減額に換算すると約67.3億円となる。これは、郡山市公共施設等総合管理計画における総量縮減目標値170億円に対する約39.6%にあたり、公共施設等マネジメントの着実な推進が図られた。 ②課題 公共施設等の効率的・効果的なマネジメントを実施するため、各施設所管課で検討している公共施設等総合管理計画個別計画に基づく施設の整備方針の早期決定が図れるよう努める必要がある。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	② 橋りょう長寿命化修繕事業						部局名	建設交通部
2-3-②	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイスベンディングの徹底～		取組事項	(3) 公有資産マネジメントの推進			課名	道路維持課
	SDGs	11.2/11.a /12.b	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ (会議)	

事業の概要
 橋りょう長寿命化修繕計画により、予防保全型を重視した修繕を実施し、橋りょうの長寿命化及び道路ネットワークと地域の安全・安心の確保を図る。なお、橋梁の重要度を勘案し、高速道路やJR鉄道を跨ぐ橋梁及び重要幹線等の橋梁から優先的に工事を進める。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
単年度における実施状況とそれに伴う計画見直しをICTを活用して公表する。	紙媒体による公表にも努める。
手段2 カイゼン・BPRの推進	
点検、修繕等のデータ蓄積・管理により橋りょう長寿命化修繕計画の検証や見直しを図る。	

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
H26年度に策定した「郡山市橋梁長寿命化修繕計画」について、道路法施行規則の一部改正等を受け、近接目視点検結果による健全度評価や第三者への被害が発生する恐れのあるJR跨線橋等の修繕を優先して取り組むこととなったため、点検・診断結果及び修繕の優先度を考慮した長寿命化修繕計画の改訂作業をH29年度に行なったところであり、今後、この長寿命化修繕計画に基づき、適切なメンテナンスサイクルを構築し、維持管理費の縮減と平準化を図っていく。	橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋の重要度及び架橋状況等に応じた管理区分を設定し、適切な対策を適切な時期に実施する予防保全を重視した管理方法により、維持管理コストの縮減を図ります。
【橋梁修繕工事】 修繕対象橋梁数83橋 うち平成29年度までに12橋完了	
	2021年度末目標値
	2018年度～2021年度までに予防保全型の工事を実施する橋りょう (20橋) の50年後までの財政負担圧縮額36億円
	【参考】 市内全橋りょうにおける50年後の財政負担の圧縮 対処療法型 691億 予防保全型 273億

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
修繕工事 4橋 詳細設計 6橋	修繕工事 4橋 詳細設計 4橋	修繕工事 5橋 詳細設計 3橋	修繕工事 7橋 詳細設計 5橋
社会資本整備総合交付金の活用、その他の財源確保			
実施状況公表・年次計画公表			

2018年度実績
▼工事実績・・・修繕工事 4橋 (完了) + 3橋 (R1へ繰越等) (事業費63,520千円 ※R1繰越含まず) ▼委託実績・・・詳細設計 6橋 (事業費21,600千円) ・・・点検業務 88橋 (事業費55,711千円 ※R1繰越含まず) ▼事業費計・・・140,831千円 (うち国費76,777千円【55%】、事業債34,400千円)
見直しのポイント
▼修繕工事について、2019年度は、2018年度からの繰越分2橋と当初計画の4橋を併せて実施する。 ▼詳細設計については、2020年度は修繕工事の発注状況を踏まえて2橋を実施する。 ▼大黒橋の大規模修繕を実施する。

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
修繕工事 4橋+2橋 (前年度からの繰越) 詳細設計 4橋	修繕工事 5橋 詳細設計 2橋	修繕工事 7橋 詳細設計 5橋
大規模修繕 (大黒橋: JR跨線橋)		
補助金の活用、その他の財源確保		
実施状況公表・年次計画公表		

2019年度実績
▼工事実績・・・修繕工事 4橋 (完了) + 2橋 (R2へ繰越等) (事業費227,064千円 ※R2繰越含まず) ▼委託実績・・・詳細設計 5橋 (事業費57,853千円) ・・・点検業務 183橋 (事業費78,893千円) ▼事業費計・・・363,810千円 (うち国費200,095千円【55%】、事業債147,343千円)
見直しのポイント
▼修繕工事について、2020年度は、2019年度からの繰越分1橋と当初計画の5橋を併せて実施する。 ▼詳細設計については、2020年度は修繕工事の発注状況を踏まえて2橋を実施する。 ▼大黒橋の大規模修繕については、2020年度から2023年度までの継続費でJR工事委託及び市発注工事を実施する。

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
修繕工事 5橋+1橋 (前年度からの繰越) 詳細設計 2橋	修繕工事 5橋
大黒橋修繕: JR工事委託	
補助金の活用、その他の財源確保	
実施状況公表・年次計画公表	

2020年度実績
▼工事実績・・・修繕工事 1橋 (完了) + 3橋 (R3へ繰越等) (事業費167,393千円 ※R3への繰越含まず) ▼委託実績・・・工事委託 1橋 (事業費20,922千円) ・・・詳細設計 2橋 (事業費4,810千円) ・・・点検業務 183橋 (事業費106,871千円) ▼事業費計・・・299,996千円 (うち国費153,403千円【55%】、事業債112,900千円、一般財源33,693千円)
見直しのポイント
※修繕工事について、2021年度は、2020年度からの繰越分1橋と当初計画の5橋を併せて実施する。(大黒橋除く) ※詳細設計については、2020年度は修繕工事の発注状況を踏まえて2橋を実施する。 ※大黒橋の大規模修繕については、2020年度から2023年度までの継続費でJR工事委託及び市発注工事を実施する。

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)	
修繕工事 5橋	
大黒橋修繕: JR工事委託	
補助金の活用、その他の財源確保	
実施状況公表・年次計画公表	

2021年度実績
▼工事実績・・・修繕工事 3橋 (完了) + 4橋 (R4へ繰越等) (事業費338,547千円 ※R4への繰越含まず) ▼委託実績・・・工事委託 1橋 (事業費159,963千円 ※R4への繰越含まず) ・・・詳細設計 2橋 (事業費1,990千円) ・・・点検業務 97橋 (事業費81,876千円 ※R4への繰越含まず) ▼事業費計・・・582,376千円 (うち国費320,306千円【55%】、事業債235,800千円、一般財源26,270千円)
最終評価
①進捗状況 進捗状況は、修繕目標20橋に対し、継続費で大黒橋の大規模修繕に着手したことにより事業費が嵩み、2020年度と2021年度で目標値を下回り、工事に着手した橋梁は16橋、そのうち完了した橋梁は12橋で、達成率は60%であったことから目標の財政負担削減の達成には至らなかったが、新技術による修繕工法を採用することにより安価になり、更に効率的に作業を進め工期短縮を図ることで、事業費の縮減に努めた。 ②課題 5年に1度の定期点検の結果により、今後も早期に修繕を要する橋梁が年々増加していくことが考えられることから、点検から設計・修繕までの一連の工程を効率的に実施する手法を検討し、また、更なる新技術の採用を図ることで維持管理費及び工事費のコスト削減を図る必要がある。

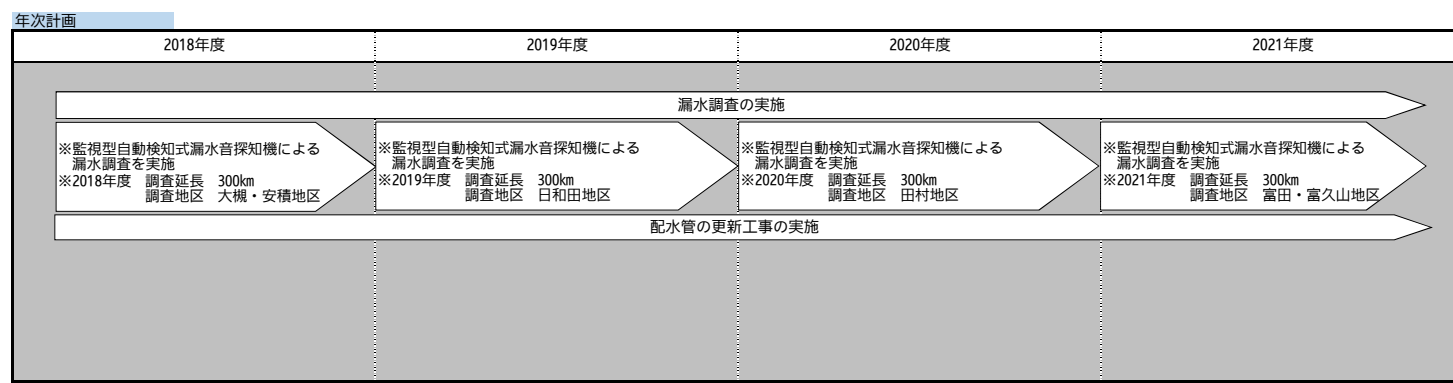
郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	③ 無効水量の抑制						部局名	上下水道局
2-3-③	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイスベンディングの徹底～						取組事項	(3) 公有資産マネジメントの推進
	SDGs	6.1	5.レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)	

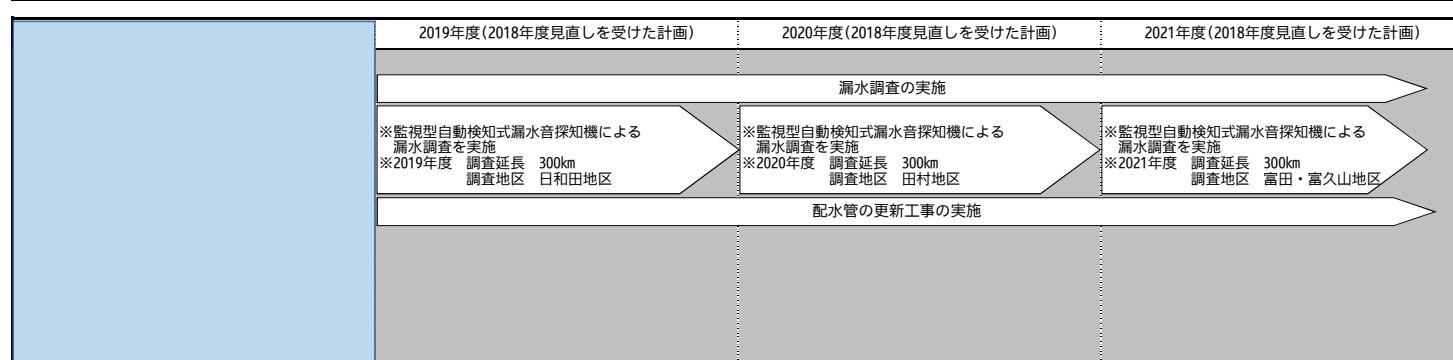
事業の概要
 水道水の効率的な使用を推進する上で、無効水量（漏水等の水道の使用上無効とされた水量）の抑制は極めて重要であり、漏水等で失われる水量を最小限にとどめるため、定期的な漏水調査や老朽管の計画的更新を推進する。
 今後、高度経済成長期に整備した多くの水道施設が老朽化の時期を迎えるため、適切に水道施設の維持補修や更新を行う。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
調査結果の公表において、ICTの有効活用を図る。	調査結果の公表は、市ウェブサイトのみならず、紙媒体等でも公表する。
手段2 カイゼン・BPRの推進	
効率的・効果的な調査手法を継続的に検討する。	

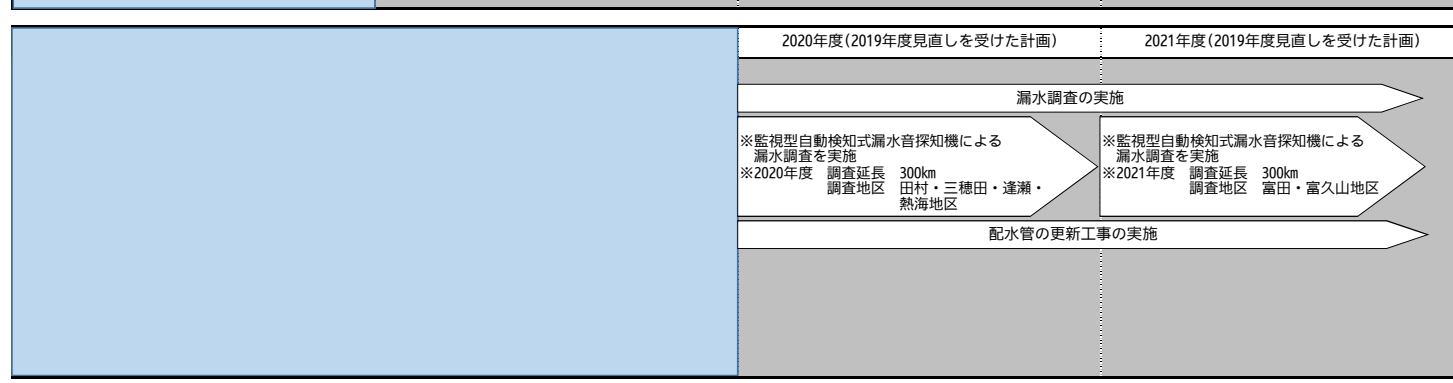
2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
定期的な漏水調査の実施によって、潜在している漏水を早期に発見し、修繕したことにより、有効率の向上と無効水量の抑制を図ることができた。 計画的な水道施設の点検・調査を行うことで、適切な維持補修及び更新の実施につながることから取り組みを継続していく。 ▼漏水調査距離 L=280km (開成・亀田等) ▼漏水修繕件数 25件 ▼1日当たり推定漏水防止量 705.2㎡ ▼耐震化率 14.5% ▼配水管更新・改良工事 35件 ▼有効率 92.1%	定期的な漏水調査と老朽管の計画的更新を一体的に推進することにより、無効水量の抑制を図り、有効率目標値90%以上の維持に努める。
	2021年度末目標値
	①漏水調査距離 L=300km ②耐震化率 16.0% ③有効率 90.0%以上



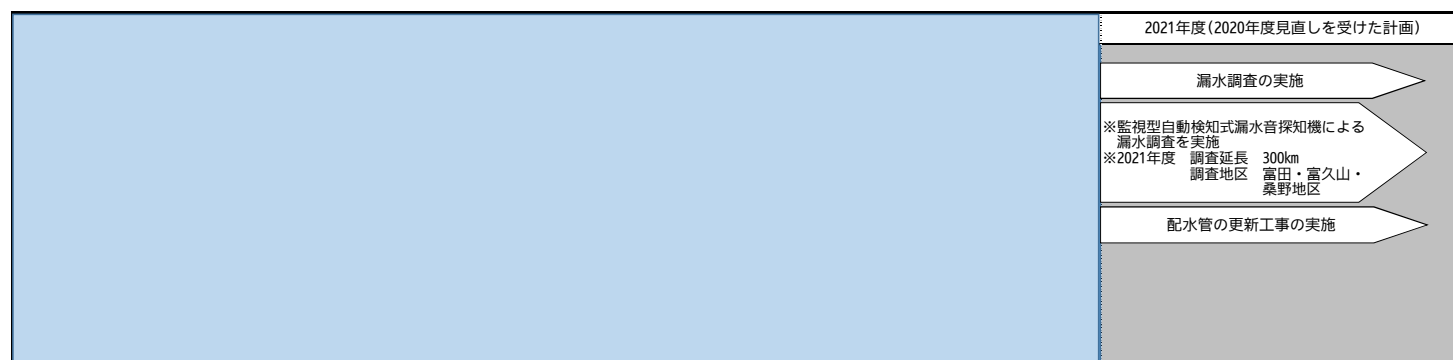
2018年度実績
▼漏水調査距離 L=320km (大槻・安積地区) ▼漏水修繕件数 26件 ▼1日当たり推定漏水防止量 723.0㎡ ▼耐震化率 14.8% ▼配水管更新・改良工事 23件 ▼有効率 92.8%
見直しのポイント
※漏水調査を1地区あたり5年サイクルで実施する計画としているが、今後の調査結果を踏まえ、調査頻度の見直しを図りながら効率的な調査を実施していく。



2019年度実績
▼漏水調査距離 L=306km (日和田・西田・喜久田・片平地区外) ▼漏水修繕件数 17件 ▼1日当たり推定漏水防止量 460.9㎡ ▼耐震化率 15.5% ▼配水管更新・改良工事 26件 ▼有効率 91.2%
見直しのポイント
※漏水調査を1地区あたり5年サイクルで実施する計画としているが、今後の調査結果を踏まえ、調査頻度の見直しを図りながら効率的な調査を実施していく。



2020年度実績
▼漏水調査距離 L=351km (田村・三穂田・達瀬・熱海地区外) ▼漏水修繕件数 16件 ▼1日当たり推定漏水防止量 800.7㎡ ▼耐震化率 16.0% ▼配水管更新・改良工事 23件 ▼有効率 90.7%
見直しのポイント
※漏水調査を1地区あたり5年サイクルで実施する計画としているが、今後の調査結果を踏まえ、調査頻度の見直しを図りながら効率的な調査を実施していく。



2021年度実績
▼漏水調査距離 L=237km (富田・富久山町・桑野地区外) ▼漏水修繕件数 32件 ▼1日当たり推定漏水防止量 834.8㎡ ▼耐震化率 16.9% ▼配水管更新・改良工事 11件 ▼有効率 89.7%
最終評価
①進捗状況 定期的な漏水調査は計画通りに実施できており、潜在している漏水の早期発見により漏水量を抑制する成果は得られている。有効率は目標値である90%以上を概ね維持できているが年々低下傾向である。要因として福島県沖地震における漏水事故及び濁り水による調定減額水量の影響により無効水量が増加したためである。 ②課題 定期的な漏水調査と老朽管の計画的更新を一体的に取り組んでいるが、老朽管の増加により更新の遅れが生じている状況である。今後の更新需要に対して更新支出の最適化を図り、更新のペースアップを図っていく必要がある。

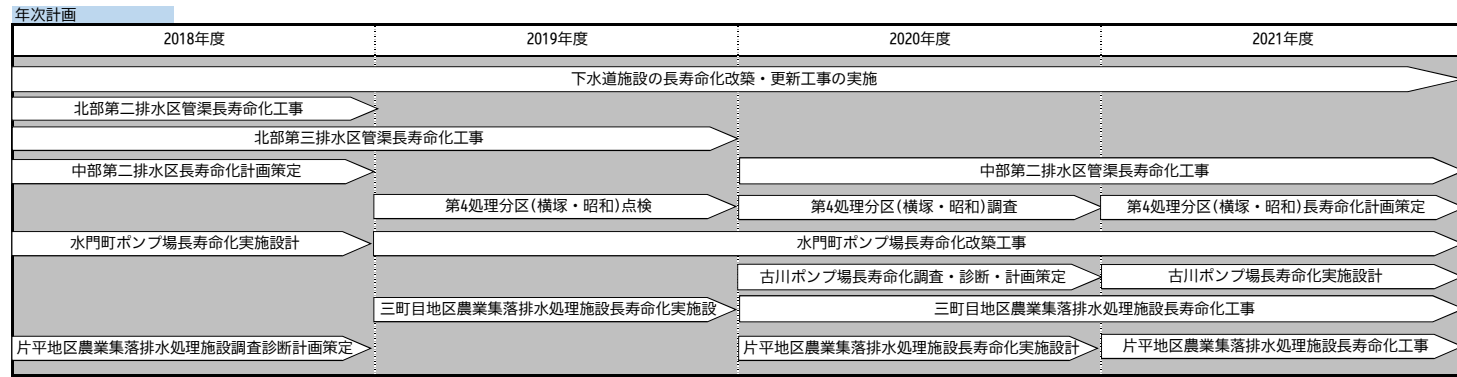
郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	④ 下水道施設の長寿命化						部局名	上下水道局
2-3-④	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイズスペンディングの徹底～		取組事項	(3) 公有資産マネジメントの推進			課名	下水道保全課
	SDGs	6.2/6.3/11.3	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ (会議)	

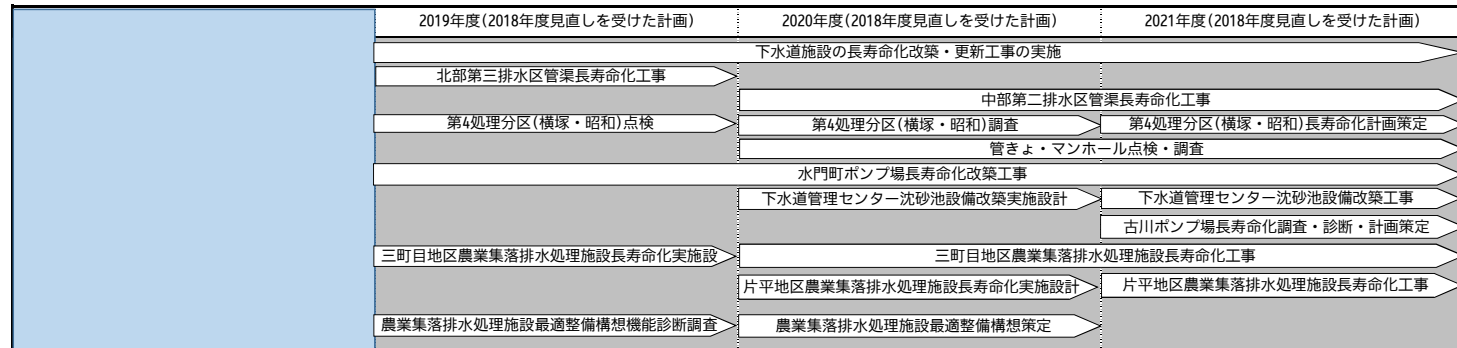
事業の概要
 下水道施設の経年変化による機能低下は、市民の生活に影響を与えるだけでなく、道路陥没事故を引き起こす原因になるなど、重大な社会的影響を及ぼしかねない。特に駅前周辺の合流地区については、管渠の老朽化が著しいことから、平成18年度から、年次計画により合流地区の長寿命化事業を実施している。ポンプ場や処理場等の施設についても、平成26年度から順次、長寿命化改築工事を実施している。
 また、「事後保全型」から「予防保全型」への維持管理の転換を行うことにより、改築・更新に要する費用の長期的な経費削減を図るため、平成26年度に「下水道施設長寿命化基本計画」を策定するとともに、平成28年度には、「下水道ストックマネジメント計画」を国に提出し、防災・安全交付金を活用しながら、計画的・効率的に改築・更新を進めている。
 さらに、現在、「公共施設等総合管理計画 個別計画」の策定を進めているところであり、公共下水道だけでなく、農業集落排水施設も含めた施設の適正化に努め、下水道施設全体のライフサイクルコストの低減及び施設の持続的な機能確保を図っていく。

手段1 ICTの活用
 維持管理において、遠方監視システム及びセンシングシステム等の活用による、下水道施設の不具合箇所の早期発見及び事故の未然防止に努める。

手段2 カイゼン・BPRの推進
 新技術の導入によるコスト削減、ダウンサイジングや統合による施設の適正化。



2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
▼北部第二排水区管渠長寿命化工事・・・H28年度工事着手。進捗率67.6% ▼北部第三排水区管渠長寿命化工事・・・H29年度工事着手。進捗率33.5% ▼湖南浄化センター長寿命化電気設備工事・・・H28年度からの継続工事、工事完了。進捗率100% ▼湖南浄化センター長寿命化機械設備工事・・・H28年度からの継続工事、工事完了。進捗率100%	「郡山市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築・更新工事を実施し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図る。
	2021年度末目標値
	①北部第二排水区管渠長寿命化工事・・・工事完了。進捗率100% ②北部第三排水区管渠長寿命化工事・・・工事完了。進捗率100% ③中部第二排水区管渠長寿命化工事・・・2020年度工事着手。進捗率80% ④水門町ポンプ場長寿命化工事・・・工事完了。進捗率100%

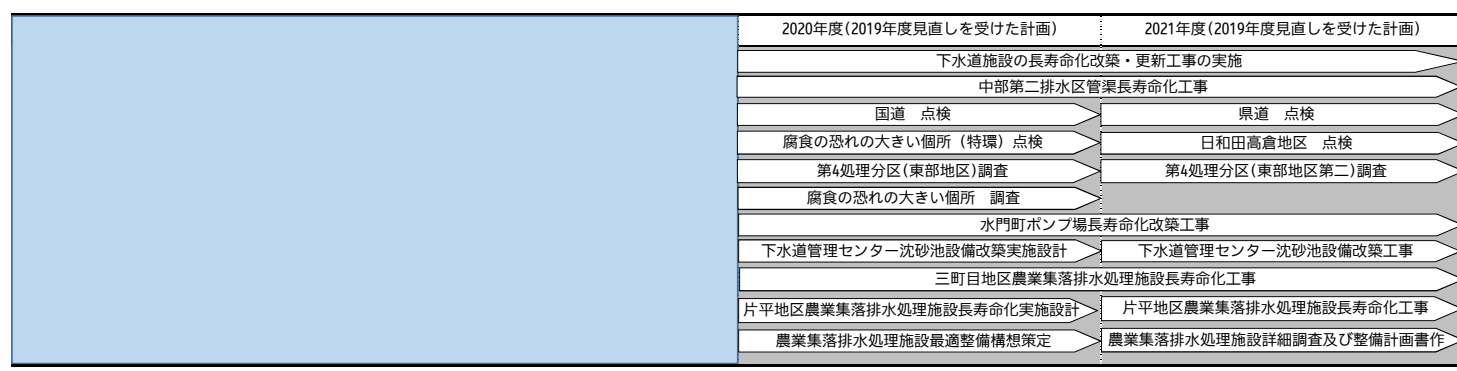


2018年度実績

- ▼北部第二排水区管渠長寿命化工事・・・完了
- ▼北部第三排水区管渠長寿命化工事・・・進捗率68.2%
- ▼中部第二排水区長寿命化計画策定
- ▼水門町ポンプ場長寿命化実施設計
- ▼片平地区機能・診断、更新概要作成

見直しのポイント

- ▼平成27年の改正下水道法において、下水道の維持修繕基準が創設され、社会的影響が大きい箇所や腐食の恐れのある大きい箇所等の5年に一回以上の点検が義務付けられたことから、該当箇所の点検・調査を実施していく。
- ▼下水道管理センターの沈砂池設備の老朽化が顕著となったことから、長寿命化の優先順位を古川ポンプ場の前とした。
- ▼農業集落排水施設の長寿命化工事において、「農山漁村地域整備交付金」を活用する場合は、「個別施設計画策定(最適整備構想)」の策定が必須要件となることから、全ての農業集落排水処理地区の施設及び管きよについて機能診断調査を行い、最適整備構想を策定する。

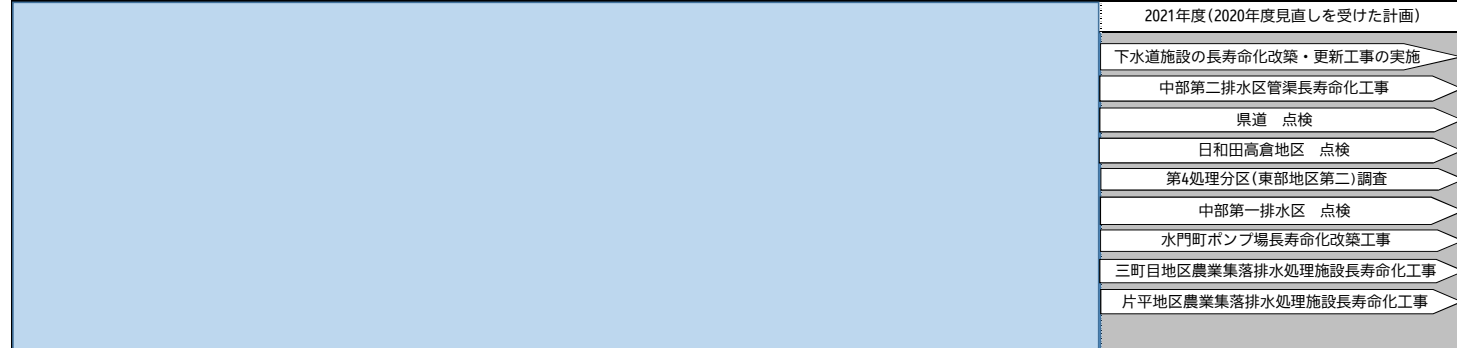


2019年度実績

- ▼北部第三排水区管渠長寿命化工事・・・完了
- ▼第4処理分区(横塚・昭和)点検・・・完了
- ▼水門町ポンプ場長寿命化改築工事・・・進捗率10.0%
- ▼三町目地区農業集落排水処理施設長寿命化実施設計
- ▼農業集落排水処理施設最適整備構想機能診断調査

見直しのポイント

- ▼社会的影響が大きい箇所の点検(7年に1回以上)国道、県道、緊急輸送路、1・2級市道、軌道下、河川横断を順次実施する。
- ▼点検後の調査(横塚・昭和地区を東部地区と東部地区第二に分けた。)
- ▼第4処理分区(横塚・昭和)長寿命化計画策定は2022年度に東部地区、2023年度に東部地区第二を実施する。
- ▼下水道管理センターの沈砂池設備の改築及び湖南浄化センターの非常用電源設備設置を優先させるため、古川ポンプ場の長寿命化対策を2022年度から着手することとした。



2020年度実績

- ▼中部第二排水区管渠長寿命化工事・・・進捗率27%
- ▼国道、腐食のおそれのある大きい箇所(特環)点検・・・完了
- ▼第4処理分区(東部地区)、腐食のおそれのある大きい箇所(公共)調査・・・完了
- ▼水門町ポンプ場長寿命化改築工事・・・機械設備工事進捗率42.95%、電気設備工事進捗率73.82%
- ▼三町目地区農業集落排水処理施設長寿命化工事・・・進捗率10%(繰越工事により2021年度完成予定)
- ▼片平地区農業集落排水処理施設長寿命化実施設計・・・完了
- ▼農業集落排水処理施設最適整備構想策定・・・完了

見直しのポイント

- ▼社会的影響が大きい箇所(合流地区)(7年に1回以上)中部第一排水区の点検を実施する。
- ▼下水道管理センター沈砂池設備改築工事は2021年度から実施する。
- ▼農業集落排水処理施設詳細調査及び整備計画書作成は令和4年度以降とする。

最終評価

①進捗状況
 おおむね計画どおり改築・更新工事が進んでいる。

②課題
 事業の財源に交付金を活用していることから、交付金の配分状況により、事業計画を変更する必要がある。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	⑤ 学校施設の長寿命化						部局名	教育総務部	
2-3-⑤	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイズベンディングの徹底～			取組事項	(3)公有資産マネジメントの推進			課名	総務課
	SDGs	4.a/7.2.4 .3/7.4.13 .1/13.2	5 レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)		

事業の概要
 本市の学校施設は、建築後30年を超える施設が約6割を占めており、今後急速な老朽化に対する財政負担が大きな課題となっていることから、施設の全体量の縮減を図るとともに、学校統合はもちろん、長寿命化等による既存学校施設の有効活用を図るため、平成29年度に「公共施設等総合管理計画 個別計画(学校編)」及び「学校施設長寿命化計画」を策定したところであり、これらを計画的かつ効率的に実施することにより、財政負担の軽減や平準化を推進する。
 また、予防保全の観点から日常的な点検による老朽・不具合箇所の早期発見に努めるとともに、必要な改修等を実施することにより、子どもたちが安全・安心な学校で、より快適に学ぶことができる環境づくりを推進する。

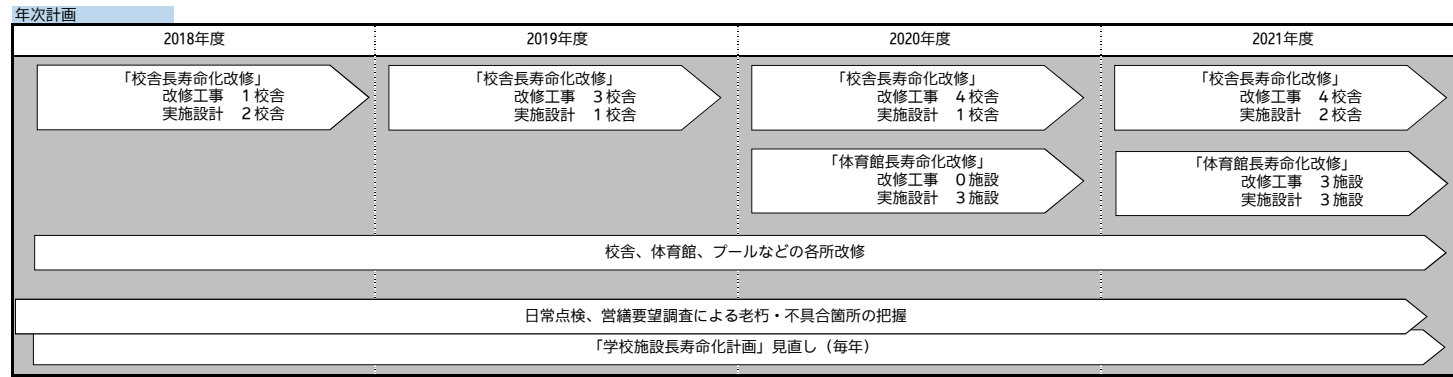


手段1 ICTの活用
 ICTを活用することにより、先進教材・技術の導入やコスト縮減の検討など、より効果的な改修・修繕手段を講じる。

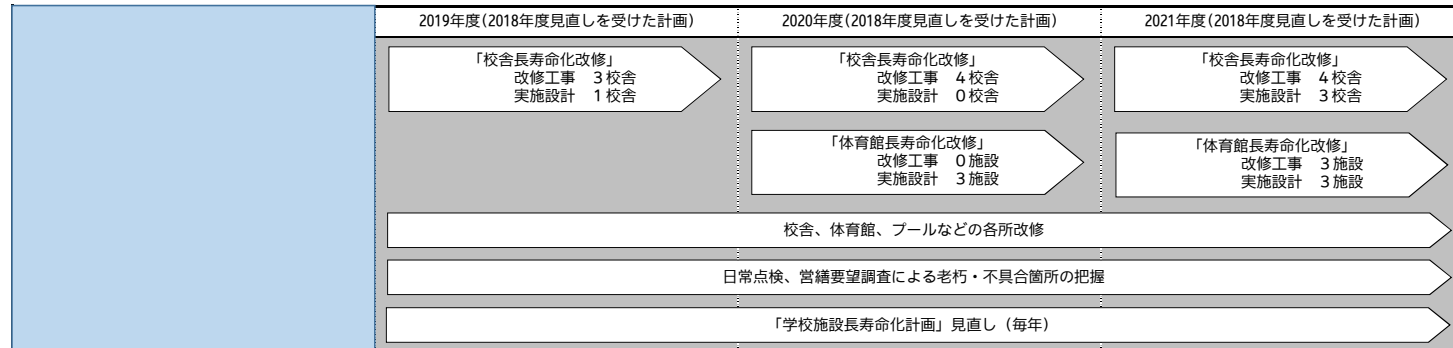
手段2 カイゼン・BPRの推進
 日常点検等から得られる老朽・不具合箇所のデータ蓄積・管理により「学校施設長寿命化計画」の検証及び見直しを図る。

ICTの活用への配慮
 ICT活用ばかりではなく、業界誌や業者からの情報を日常的に取り入れる。

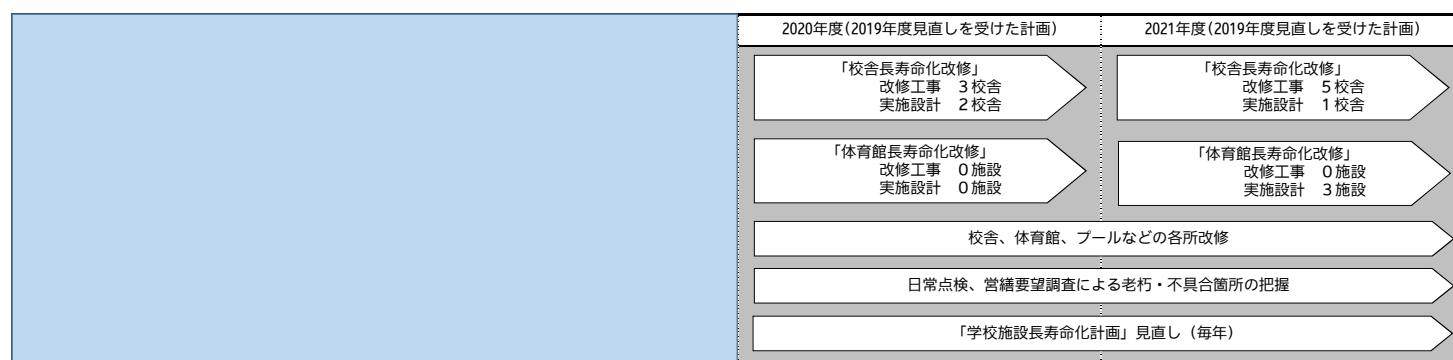
2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
【平成29年度】 ・公共施設等総合管理計画個別計画(学校編) 策定 ・学校施設長寿命化計画 策定 ・桜小学校 校長長寿命化改修事業 実施設計	「学校施設長寿命化計画」に基づき、既存学校施設の長寿命化を中心とした改修事業を実施し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図るとともに、予防保全の観点から日常点検・調査による老朽箇所の早期対応を実施する。
	2021年度末目標値
	【校長長寿命化】 改修完了2校舎



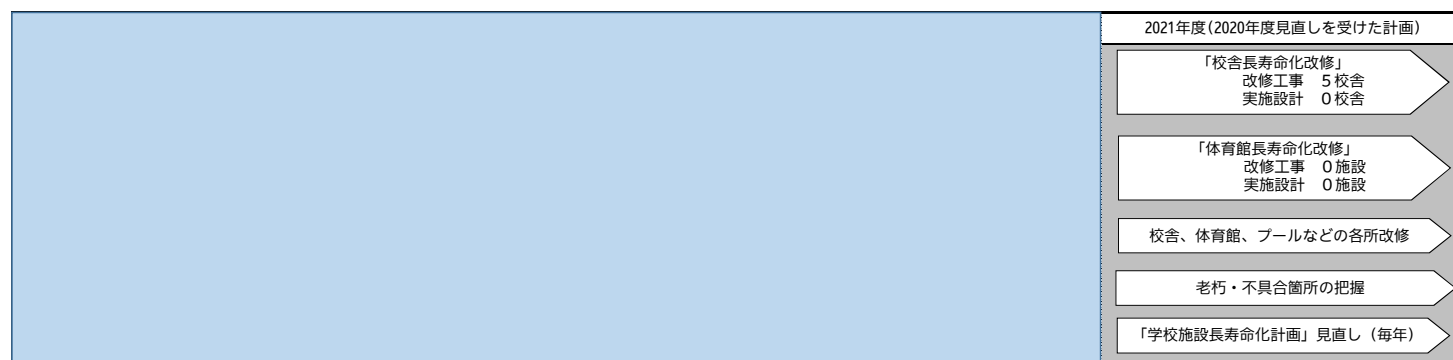
2018年度実績
▼校長長寿命化改修件数 1件 ▼校長長寿命化改修実施設計件数 2件 ▼各所改修件数 48件 ▼校舎トイレ洋式化改修器数 165器(2018年度末の洋式化率52.6%) ▼屋内運動場照明改修件数 2校 ▼日常点検、営繕要望調査 84校 ▼学校施設長寿命化計画の見直し
見直しのポイント



2019年度実績
▼校長長寿命化改修件数 3件 ▼校長長寿命化改修実施設計件数 1件 ▼各所改修件数 26件 ▼校舎トイレ洋式化改修器数 270器(2019年度末の洋式化率62.4%) ▼屋内運動場照明改修件数 2校 ▼日常点検、営繕要望調査 82校 ▼老朽度や気候変動型対策等を踏まえた学校施設長寿命化計画の見直し
見直しのポイント
▼近年、頻発している台風などの気候変動対策を検討し、計画及び改修内容に反映させる。 ・赤木小学校→開始時期の前倒し ・永盛小学校→改修実施設計の変更 ▼新型コロナウィルス対応など、児童・生徒の衛生面に配慮した改修を検討し、実施する。



2020年度実績
▼校長長寿命化改修件数 3件 ▼校長長寿命化改修実施設計件数 2件 ▼各所改修件数 29件 ▼校舎トイレ洋式化改修器数 266器(2020年度末の洋式化率72.4%) ▼屋内運動場照明改修件数 2校 ▼日常点検、営繕要望調査 78校 ▼老朽度や気候変動型対策等を踏まえた学校施設長寿命化計画の見直し
見直しのポイント
▼老朽度や気候変動型対策だけでなく、ニューノーマルへの対応を重視した改修を検討し、実施する。



2021年度実績
▼校長長寿命化改修件数 5件 ▼各所改修件数 32件 ▼校舎トイレ洋式化改修器数 183器(2021年度末の洋式化率79.0%) ▼校舎照明改修件数 1校 ▼屋内運動場照明改修件数 1校 ▼日常点検、営繕要望調査 78校 ▼老朽度や気候変動型対策等を踏まえた学校施設長寿命化計画の見直し
最終評価
①進捗状況 校長長寿命化改修は2021年度末時点で2校舎完了し、2021年度末目標値を達成することができた。また、校舎トイレは884器の洋式化改修を行い洋式化率が2021年度末時点で79.0%に達している。 ②課題 校舎の老朽化が進み不具合箇所の報告が増えているため、計画の前倒しや各所改修件数の増加に努める必要がある。

郡山市行財政改革大綱2018 実施計画

管理番号	実施計画名	⑦ 施設保全の推進						部局名	財務部	
2-3-⑦	重点推進目標	2 持続可能な財政基盤の確立～ワイズベンディングの徹底			取組事項	(3) 公有資産マネジメントの推進			課名	公有資産マネジメント課
	SDGs	11.3	5レス	カウンター	キャッシュ	ペーパー	ファイル	ムーブ(会議)		

事業の概要
 施設は、新築時が最も良好な状態であるが、経年とともに日々の使用や日差し・風雨等にさらされることにより徐々に劣化し、破損、汚れ、機器の故障等が発生する。また、発生した劣化や故障箇所をそのままにすることで、さらに劣化が進行し、改修範囲の拡大や人身事故等の重大事故につながる可能性もあることから、施設管理者自らが施設の点検を日常的または定期的に行うことで事故等を未然に防止し、点検後の適切な処置により改修費を最小限に抑えとともに施設の長寿命化につなげる。
 また、点検診断等で得られたデータを蓄積、分析し、予防保全や最も経済的で効果的な修繕等に反映する。

手段1 ICTの活用	ICTの活用への配慮
施設点検マニュアルや各施設の点検結果をガールーン掲示板に掲示することで知識の共有化を図る。	デジタルデバインドに配慮し、「施設管理者による施設点検マニュアル」は、市ウェブサイト等で公表する。
手段2 カイゼン・BPRの推進	
各施設の良好な状態を保つため施設点検の効率的・効果的な手法を継続的に検討する。	

2017年度末の状況	2021年度末目標とする姿
国の「インフラ長寿命化基本計画」基づく、本市の公共施設等マネジメントに関する基本方針として、2016年3月に「郡山市公共施設等総合管理計画」を策定した。 その計画の中の実施方針として、公共施設等の構造や設備の損傷及び腐食等の劣化に起因する事故等を未然に防ぐため、施設点検による予防保全の実施、法定点検実施の徹底、新技術の活用を掲げていることから、2017年4月に「施設管理者による施設点検マニュアル」を作成し、日常点検及び施設保全指導を実施した。 施設点検実務者研修会の開催・・・1回（8日間実施） 研修会総参加者数・・・228名 施設保全指導施設数・・・177施設	施設管理者自らが施設の点検を日常的または定期的に行うことで事故等を未然に防止し、点検後の適切な処置により改修費を最小限に抑えとともに、将来に渡って適切な施設の維持管理を図る。
	2021年度末目標値
	① 施設点検実務者研修会の開催・・・1回/年 ② 点検実施施設率・・・100%

年次計画	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		施設管理者による施設点検の実施		
		施設点検に係る実務研修会の実施		
		専門職員による施設確認及び指導		

2018年度実績
▼施設点検実務者研修会の開催・・・1回（4日間実施）※施設点検実務者研修会は、これまで各年度の参加者数に応じて日程を調整し実施している。 ▼研修会総参加者数・・・86名 ▼施設保全指導施設数・・・220施設
見直しのポイント

2019年度(2018年度見直しを受けた計画)	2020年度(2018年度見直しを受けた計画)	2021年度(2018年度見直しを受けた計画)
	施設管理者による施設点検の実施	
	施設点検に係る実務研修会の実施	
	専門職員による施設確認及び指導	

2019年度実績
▼施設点検実務者研修会の開催・・・1回（3日間実施）※施設点検実務者研修会は、これまで各年度の参加者数に応じて日程を調整し実施している。 ▼研修会総参加者数・・・79名 ▼施設保全指導施設数・・・190施設
見直しのポイント

2020年度(2019年度見直しを受けた計画)	2021年度(2019年度見直しを受けた計画)
	施設管理者による施設点検の実施
	施設点検に係る実務研修会の実施
	専門職員による施設確認及び指導

2020年度実績
▼施設点検実務者研修会の開催・・・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催を見送った。 ※ 代替えとして、施設点検実務者研修会で使用している「施設管理者による施設点検マニュアル」のガールーン掲示板への掲示の周知や各施設管理者からの施設点検等に関する個別相談、個別実務指導等により知識の共有化を図った。 ▼施設保全指導施設数・・・89施設
見直しのポイント

2021年度(2020年度見直しを受けた計画)
施設管理者による施設点検の実施
施設点検に係る実務研修会の実施 (施設点検等に関する個別相談、個別実務指導等)
専門職員による施設確認及び指導

2021年度実績
▼施設点検実務者研修会の開催・・・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催を見送った。 ※ 代替えとして、施設点検実務者研修会で使用している「施設管理者による施設点検マニュアル」のガールーン掲示板への掲示の周知や各施設管理者からの施設点検等に関する個別相談、個別実務指導等により知識の共有化を図った。 ▼施設保全指導施設数・・・103施設
最終評価
①進捗状況 施設点検実務者研修会の開催を通して、施設管理者の行う日常的・定期的な施設の点検が事故等の発生を防止し、点検後の適切な処置は改修費用を最小限に抑え、施設の長寿命化にもつながるといって予防保全の重要性に対する理解を深めることに努めた。また、参加による研修会の開催ができない状況下では「施設管理者による施設点検マニュアル」による個別相談、個別実務指導等により施設管理者の適切な施設点検の実施を支援した。 日常点検の結果、劣化・不具合等があった箇所については、現地調査及び保全優先度判定を適宜行い、適切な予算要求を支援した(計画期間における平均施設保全指導施設数 150施設/年)。 ②今後の取り組み 施設管理者が安定して日常点検及び定期点検を実施することにより、予防保全の考えに基づく施設の長寿命化に資するため、引き続き研修会を実施するとともに、日常的な個別相談、個別実務指導を通して施設管理者を支援する。